

巻頭言：エネルギー・環境技術を軸に新時代に向けての社会課題を解決

J+C ECONOMIC JOURNAL

グローバルな視点にたつ日中ビジネス情報誌

令和5年9月25日発行/毎月1回25日発行
10月号 (No.357)

OCTOBER
2023
No.357

10

日中経協ジャーナル

<https://www.jc-web.or.jp>

SPECIAL REPORT

日中経済の 新機軸



FOCUS：未来志向の中国日本商会を目指して
—中国日本商会・本間哲朗会長に聞く—

TOPICS：「2023年日中経済協力会議—於吉林」開催報告
～協力の新たなページを共に開く～

中国ビジネス Q&A：反スパイ法



表紙写真：中国福州市のAKB48 CAFE & SHOP。

歴史的な街並みを活かしつつ、リノベーションして若者が集まる街にしようと力を入れている中国福建省・福州市の上下杭歴史街区に「AKB48 CAFE & SHOP」がある。

北京や上海ではなく、中国の地方都市である福州にこうした日本のアイドルグループの名を冠した店があるというのも、日中の文化などのつながりが垣間見られる。規模や形に囚われず若い世代からの日中関係の新しいスタイルが広がっていくことに期待したい。(北京事務所 2021年撮影)

1 巻頭言

エネルギー・環境技術を軸に新時代に向けての社会課題を解決

■菅井 賢三 一般財団法人日中経済協会 常任理事、富士電機株式会社 特別顧問

2 FOCUS

未来志向の中国日本商会を目指して —中国日本商会・本間哲朗会長に聞く—

■本間 哲朗 中国日本商会 会長、パナソニック ホールディングス株式会社 代表取締役副社長 執行役員、グループ中国・北東アジア総代表
●聞き手：一般財団法人日中経済協会 北京事務所 副所長 伊藤 季代子

SPECIAL REPORT

日中経済の 新機軸

6 日中経済協力最前線 ～新たな相互補完関係の構築に向けて～

■宮奥 俊介 一般財団法人日中経済協会 調査部 主査

8 日中省エネ・環境協力の現在地とGXの潜在性

■十川 美香 一般財団法人日中経済協会 上席参与

12 中国で芽吹き始めた日本の食

■山田 智子 一般財団法人日中経済協会 北京事務所 農林水産・食品室長

16 日中文化産業協力に向けた可能性 —産文融合は可能か？

■高見澤 学 一般財団法人日中経済協会 理事 調査部長

20 日中高齢化産業協力の課題と展望

■呉 冬梅 独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ) 大連事務所 市場開拓部 部長

24 TOPICS

「2023年日中経済協力会議—於吉林」開催報告 ～協力の新たなページを共に開く～

■藏田 大輔 一般財団法人日中経済協会 業務部 主任

28 中国ビジネス Q&A

反スパイ法

■村尾 龍雄 弁護士法人キャストグローバル 弁護士・税理士・香港ソリシター

32 情報クリップ

「2023年日中経済協力会議—於吉林」を主催
遼寧省人民政府・姜有為副省長一行が来会 ほか



一般財団法人日中経済協会
常任理事
富士電機株式会社 特別顧問
菅井 賢三

エネルギー・環境技術を軸に 新時代に向けての 社会課題を解決

富

士電機は1923年9月1日に業務を開始
2023年9月1日に100周年という大き
な節目を迎えました。設立は、古河電気工業とシーメ
ンス社が共同で電気機械製造事業を興すために、前例
のない日独の提携により誕生したのが富士電機製造株
式会社（1984年に富士電機株式会社に変更）
です。創業以来、エネルギー・環境技術の革新を追求し、
産業・社会インフラの分野で、広く世の中に貢献してま
いりました。

国際社会では、持続可能な開発目標であるSDGs
や地球温暖化対策の国際的な枠組みであるパリ協定が
採択され、経済成長と社会課題解決の両立に向け、企
業にも、その実現への行動が求められています。

中国においても係るカーボンニュートラルをはじめ
とする大きな課題に直面し、今、変革期を迎えており、
「2030年カーボンピークアウト」、「2060年の
カーボンニュートラル」の目標が定められました

2022年に日中国交正常化50周年を迎えました
が、当社の中国との付き合いは1960年代に遡り
ます。中国当局水力電力部の幹部が電力需給の緩和の
ため、当社川崎工場を訪問され、水力発電設備製造工
程を視察いただきました。その後、90年代に大連にモ
ーター工場設立を始め、インバーター、サーボ、器具
等のパワーエレクトロニクス製造・販売拠点を設立。パ
ワーエレクトロニクスを活用した工業誘導炉工場も設

立、素材産業等を中心に省エネ機材を中国市場に投入
しています。システム分野としてもエネルギー管理とオ
ートメーションを中核としたトータルソリューションも提
供しています。

さらに、半導体分野では90年代に設立した感光体工
場が2000年代以降省エネに特長のあるパワー半導
体に大きく変換、現在では新エネルギー車、再生可能
エネルギー分野等広範囲にわたる産業へと展開していま
す。中国当局も20年に「2030年再生エネルギー設
備容量目標12億KW（毎年平均約9%成長）」を掲げ
る中、当社も中国の省エネ経済社会に尽力していく所
存です。

また、自動販売機生産・販売会社を90年代に大連に
設立、中国消費者の所得水準が増大する中、飲料ばか
りではなく冷凍、冷蔵製品も含めた消費者のニーズに
合致した各種食材を利用できる自動販売機を市場投入
するとともに、省エネ技術に優れた食のサプライチェー
ン機材を提供しています。

日中国交回復50周年後の新時代に向けて、当社は、
エネルギー・環境技術を軸に、日中経済社会の課題解決、
さらには、全地球の省エネ・環境社会に対し貢献できる
よう、理想社会を思い描く「想像力」と、その実現に向け、
新技術・新製品やシステム、サービスを作り出す「創
造力」を兼ね備え、中国事業を展開していく所存です。

FOCUS

中国に進出する日系企業の拠り所として30年余りにわたって日本企業の中国ビジネスをサポートしてきた中国日本商会。2023年4月、これまで大手商社の中国総代表が持ち回りで務めてきた会長職を、パナソニックホールディングスの本間哲朗氏が引き継いだ。6月に同商会が上梓した毎年恒例の「中国経済と日本企業2023年白書」を踏まえ、今後の同商会の取り組みや日中関係についてお話を伺った。

未来志向の中国日本商会を目指して —中国日本商会・本間哲朗会長に聞く—



本間 哲朗 中国日本商会会長
パナソニックホールディングス株式会社 代表取締役副社長 執行役員、
グループ中国・北東アジア総代表
■聞き手：一般財団法人日中経済協会 北京事務所 副所長 伊藤 季代子

Q・・・中国日本商会は長年、日本企業の中国ビジネスに寄り添ってきています。設立当初の中国でのビジネス環境は、今とはだいぶ異なっていたことでしょうか。

本間哲朗会長（以下、本間）・・・中国日本商会の前身は1980年10月発足の北京日本商工クラブです。その後、「外国商会管理暫定規定」（89年7月施行、2013年12月修正）に基づき、91年4月22日に第1号の外国人商工会議所として、中国日本商会に生まれ変わりました。90年代初期は、日本企業による中国への本格的な進出が始まった時期で、日本企業と中国企業との合弁会社や合作などその他の形態での事業が始動しました。設立当初は、志を同じくする日本企業同士で中国事業を展開しつつ、いかにして中国に貢献できるかを模索していた時期ではないかと推察しています。現在とは比べようもない厳しい事業環境の中で、日中経済交流の礎を築いてこられた先達に敬意を表したいと思います。

Q・・・中国日本商会では毎年「中国経済と日本企業白書」を取りまとめ、中国側に多方面にわたる提言を行っています。2023年版白書の注

目はどこにあるのでしょうか？

本間・・・中国日本商会は、中国の中央政府および地方政府との対話促進を目的として中国各地の日系企業が直面している課題について建議を取りまとめ、「中国経済と日本企業白書」の形で10年から毎年作成しています。今年（23年）で第14版となります。本白書の作成に当たっては、中国日本商会のみならず、中国各地の商工会組織に所属する日系企業8353社に対して意見募集を行い、日系企業の生の声を建議に反映する形で取りまとめました。

2023年版白書で特に強調したい重点分野は「税務に関する問題」と「データの越境・管理に関する問題」の2点です。

「税務に関する問題」では、外国籍人員に対する個人所得税の優遇措置（住居手当、子女教育手当、語学研修手当）が23年末で廃止になることから、多くの日系企業ではそのことが大きなコスト上昇要因となり、企業運営に大きな影響を与えかねません。海外から優秀な人材を中国に呼び込み、日中間の投資や経済交流をより活発にするためにも、この優遇措置を継続していただく必要があることから、今回の白書でも提

起した次第です^ま。

もう一方の「データの越境・管理に関する問題」については、前年の白書から引き続き重要事項として位置付けています。「データ三法（サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法）」とその関連法規に基づくデータの域外移転に関する各種法規が制定され、実際の運用が進む中で、手続きを行うにあたり依然として「重要データ」の定義が明確でないなど、対応に苦慮する企業の声が多く聞かれます。このため、今回も引き続き重点分野として取り上げた次第です。

Q.. 中国日本商会の会長に就任されてから4カ月余りが経ちました。日中関係が難しい時期にある中で、中国日本商会はどのような役割を果たしていくのでしょうか？

本間.. よく「商会の改革」と言われますが、この言葉自体は好きではありません。80年代、90年代に先輩方が努力し積み上げてきた実績に対して改革というのではなく、在中国の日系企業のためのさらなる貢献より効果的な活動を優先すべきではないでしょうか。

中国日本商会の会長就任に際し、

22年3月の新型コロナウイルス感染拡大による上海のロックダウンの時のことが思い起こされました。西側の価値観では想像すらできない事態が生じ、北京から上海の日本人社会にどのようなサポートができたのだろうか、今でもその疑問が頭をよぎります。当然各社においてもそれぞれ独自に対応されたでしょうし、今後こうしたロックダウンを経験した

日本企業の声をきちんと取りまとめ、中央政府や地方政府に直接届ける仕組みが求められているのではないのでしょうか。こうした背景の下、23年4月に皆さまの推薦を受けて中国日本商会の会長に就任しました。

中国日本商会が成立してから現在に至るまで、中国のビジネス環境は悪化しているのかと聞かれると、私自身はそうなのではないかと思えます。78年の改革開放とともに、ビジネス環境は改善されてきています。我々の先輩は、外国企業による投資を保護する法律や制度など何もないところから事業を起し、その後少しずつ関連法規・制度が整備されてきました。その意味で、ビジネス環境は悪くなっていません。ただ今後

業展開するに当たり予見性、透明性、

公平性の高い事業管理を行っていくことが最大かつ根本的なテーマであると考えます。

また、中国政府が提唱する「強韌なサプライチェーンの構築」という政策目標に対して、またアウトラインが明確でない中で、在中日系企業がどう受け止めていくのかを真剣に考えることが、第二のテーマであると言えらるでしょう。

Q.. 在北京の米商會やEU商會もそれぞれ独自の視点で活動を続けていると思います。中国日本商會としての活動の特徴や今後強化すべきポイントについてお聞かせください。

本間.. 日本メーカーの一員として中国に4年間駐在している間に感じたことは、欧米企業は基本的に「チャイナオペレーション、チャイナマーケット」であるということです。つまり、「中国において中国人にモノやサービスを提供するために中国に來ている」という考えです。それゆえ、主に大企業が中国に進出しているのが大きな特徴だと言えるでしょう。他方、日本企業は「チャイナ・フォー・チャイナ」ではなく、「チャイナ・フォー・グローバル」の機能を持たせながら、中国に進出している企業が

多いように思います。このため、中国の経済環境の変化に対しては、欧米系企業より日系企業の方が深い影響を受けているように感じます。また、日本企業は大企業のみならず中小企業も中国にたくさん進出しているし、個人事業主も多くの事業を展開しています。もちろん欧米とは違い、その分、日中経済の結び付きは深いのではないかと思います。

中国日本商會は、単に米商會やEU商會がやっていることを「真似ればいい」ということではありません。今後、日本商會として強化していくべきことは、まずは日本企業が抱える悩みや問題に幅広く耳を傾けることです。そのための機能をもう少し整備する必要があると感じています。中国各地に多くの日系企業が進出しています。そこで、まずは地域ごとに整理する必要があると思います。大多数の日系企業は北京地域や上海近郊に集中していますが、その他の各地方都市にも商工会組織がそれぞれ設置されています。雇用問題など地方当局と直接交渉しないと解決できない地方特有の問題があります。

次に業種別の整理です。製造業、サービス業など業種別の悩みや問題

を整理することが商会として求められています。それらをロングリストとして整理し、関係者の間で共有し、関連当局に改善を求めていく必要があります。中央政府や地方政府に対するロビイング活動に利用するばかりでなく、国内外のメディアやSNSを活用した広報活動にも活かしていきたいと思っています。

Q.. 現在、中国でビジネスを展開する日系企業はどのような問題を抱えているのでしょうか？そして中国日本商会としてどのようにサポートされていくのでしょうか？

本間.. 在中日系企業が直面する課題として、特に合併企業の場合は今後契約をどう更新していくのかという問題があります。例えば30、40年前に設立した企業では、設立時の法的根拠が曖昧であったために、契約更新の際の処理方法が分からない、決まっていないといったケースがあります。パナソニックグループ内においても同様のケースがみられます。

また、製造業では工場の立ち退きを迫られるといった大きな問題があります。30年前に工場を建てた時には周辺に民家もない空き地だったところが、開発が進むにつれて市街地

が広がり、それを理由に移転を迫れることが多くの地域で見られます。日本では都市計画に基づいて工業団地の中に工場を建設するので、こうした問題が生じることはまず考えられません。しかし、中国ではこの手の話をよく耳にします。こうした際にどのように中国当局と折り合いをつけるか、日中双方による話し合いのスキームを構築することが大事だと思います。

現在、中国日本商会では中国の中央政府や地方政府との直接対話と中国日本商会の広報活動とに分けて取り組みを行っています。直接対話では、商務部が23年から「投資中国」を掲げていることもあり、23年4月より約1カ月に1回のペースで会議を開催しています。今後、中国

日本商会とその他の中央官庁との定期的なコミュニケーションのチャネルを徐々に拡大するなど、ロビイング活動を強化していきたいと思っています。当然、すべての官庁や地方政府にアプローチするのは不可能なので、中央官庁では商務部、国家発展・改革委員会、外交部を中心とし、地方都市では北京市、上海市、広東省、江蘇省などの主要地方に絞って対話を持つようにします。

広報活動においては、私自身が日系企業や外国企業の代表という立場でスピーチを続けています。この結果、23年上半年期におけるイベントや活動の報道料は約14億円と見込まれ、中国日本商会のことも多くの人に認知されるようになったと思います。商会は現在、正副会長合わせて20人体制で運営されており、会員の方々も機会があればさまざまな場面で、中国日本商会として中国側に申し入れたことを伝えていきます。日系企業を代表して「言うべきことは言う」という流れを作れるようにしたいと思っています。

在中日系企業を代表して「誰が言う」ということも重要ですが、それよりも「何を言うか」が大事だと思います。また、表現の工夫も重要です。中国当局に意味のないことを申し上げても相手にされませんし、厳しいことばかり言い過ぎても歓迎されなくなりそうです。そのさじ加減が難しいところですね。お互いに「少し努力すれば解決できる」であろうアジエンダを2、3提示するぐらいの誠意が大切なのではないかと思っています。発信する内容などは中国日本商会の正副会長会議で話し合って決めています。中国のマスコミは意外とフラット

な見方をします。

日本にはなかなか伝わりにくいのですが、中国経済における外国企業のポジショニングは非常に重要です。ある省では、外資企業の法人数はその省の1%程度であるにもかかわらず被雇用者数は省全体の8%、税収は17~18%を占めているといえます。雇用については、外資系企業が直接雇用しているほか、下請け企業が雇用している場合もあります。また、製品・商品販売に携わる人なども考えると、おそらく外資系企業の事業に関わる被雇用者は2倍ほどに増加するのではないのでしょうか。

Q.. 昨今の日中関係は多くの問題を抱えています。一方で、感染症が落ち着いて日中間の往来が増えています。交流が進むことにより、どのようなことに期待されているのでしょうか？

本間.. 日中間の人的交流を通じて、「中国人が日本を知る」ことに心配を感じていません。この7、8年を振り返ると、コロナ前は日本政府のインバウンド政策が功を奏して、2014年からの6年間で3900万人の中国人が日本を訪れて、日本のことを自分の目で見てい

るわけです。多くの中国人が直に体験することで、日本社会の良さ、日本の製品やサービスの素晴らしさが既に中国人の間に深く浸透していると思います。

私個人の視点で申し上げると、中国へは90年代後半から定期的に出張で来ており、2019年に滞在することになりましたが、90年代当時と現在とでは、北京で感じられる「日本」のレベルはまったく違います。90年代当時、北京市内で日本食を提供していたのは一部の大手ホテルに店を構えているレストランに限られ、また日本の製品や食品・食材の入手は困難でした。それが今ではごく普通のスーパーマーケットで納豆が売られていて、しかも多くの中国人が購入しています。

また留学に関しては、日本に留学する優秀な中国人人材が増えています。むしろ懸念しているのは、中国を訪れる日本人の数がなかなか増えないことです。90年代当時は、多くの日本人が中国を訪れていました。大阪国際空港（伊丹空港）から北京へ飛ぶフライトも、ほとんどが中国へ観光に行く日本人が乗っていて一つの流れができていたように思います。今のようになんか厳しい状況にある

時こそ、日本の若者やビジネスマンが自分の目で今の中国を見ることで、中国に対する考え方も変わるのではないのでしょうか。

先日のある会合で、我々日系企業は中国を従来の「製造大国」、「市場大国」として見るだけではなく、これからは「イノベーション大国」として捉えなければいけないと話をしたところ、中国のメディアに大きく取り上げられ反響を呼びました。変わり行く中国を、ぜひ日本の方々に体験して欲しいと思います。私自身も2015年頃は日本で仕事していたので、当時の中国で練り広げられていた企業間の熾烈な生存競争を理解することができませんでした。中国に身を置くことで、初めて気付くことがあまりにも多いことに驚きます。まずは、中国を理解することが多くの企業にとって良い結果をもたらすことになる、というのが率直な感想です。他方で、何か問題があれば明確に中国側に伝えることが大切です。相手に理解してもらおうことは日本人が苦手とする傾向にありますが、そこは改善すべき点だと思います。

Q：日中関係をさらに発展させていくためには、どのような心構えが

必要なのでしょうか？ ビジネスマンとして、また中国日本商會会長としての抱負をお聞かせください。

本間：まず製造大国としての中国を考えた時に、90年代は中国の安い労働コストの活用が置かれていました。しかし今では、為替レートの影響もあり労働コストを目的に進出する話はほぼないと思います。むしろ中国側が労働コストを意識してベトナムやフィリピン、メキシコなどに生産拠点を移す話を聞いたりします。中国人は日本人よりも割り切った物事を考えるようです。実際に、繊維製品、靴、家具などの中国からの輸出は減少しており、端末機器や通信機器、液晶テレビ、電子部品などの付加価値が高い製品の輸出が増えています。

日本企業にとって、今の中国のどのようなリソースを活用することがメリットにつながるかを考え、その上で日本企業から中国企業に提供できることを具体的に明示しつつ、彼らのバリエーションを活かした形での新たなビジネスモデルを創っていくことが必要な時代なのではないでしょうか。

ここ7、8年で中国は大きな変化を遂げています。スマートフォンの普及と一般大衆の対外交流の活発化が

その背景にあります。一般大衆が日本を見て、素直に日本が好きになり、日本料理、日本的住空間、化粧品、交通機関、宿泊施設、コンテンツなどへの評価が一気に高まりました。過去100年間、ハード製品中心だった日本への評価軸が変化していると感じます。23年上半期の日中交流はまだまだ盛んとは言えませんが、下半期は両国政府の一層の努力により、中国から日本へのインバウンドに加え、日本から中国への幅広い層の来訪が活発になることを期待します。

私は地方出張の合間に、日中交流の旧跡を訪ねることを密かな楽しみとしています。日中両国の交流は、隋や唐の時代から続く壮大な営みであり、様々な両国間の歴史を経て今日に至っています。中国日本商會としてもこれまで積み重ねられてきた人的交流の厚みを活かしながら、両国関係の未来に向けて「変わる中国日本商會」、「新しい日中協力時代に取り組む中国日本商會」を目指して活動してまいります。



注：財政部税務総局は8月28日、18日付けで外国人の所得税の優遇措置制度を2027年末まで延長することを発表。

日中経済協力最前線 新たな相互補完関係の構築に向けて

はじめに

日中は国交正常化50周年に続き、2023年は友好条約締結45周年というまた新たな節目を迎えた。日系企業が中国ビジネスを展開する上で直面する課題、半導体など先端技術を巡る安全保障法制における対立、そして新たに原発処理水放出に対する中国の反発など両国にはいまだ様々な問題が存在している。

しかしビザ発給要件の緩和や団体旅行の再開など途絶えていた往来が徐々に回復し、ようやく膝を突き合わせるための交流も本格化しつつある。G7広島サミットを経てデリスキングという新たな対中戦略を模索し始めた日本、二期目を本格的に始動した習近平政権の舵取りに注目が集まる中国。日中両国は今後どのような相互補完関係を構築していけるのか。本レポートでは、各分野で芽生えつつある新たな協力の方向性や可能性に迫り、その最前線を追った。

1. 現在に至る日中経済協力

最初に現在に至る日中経済協力の変遷を振り返りたい。1949年の中華人民共和国成立以降、冷戦を経つつようやく国交が正常化されると、その後は政府によるODA（政府開発援助）を通じた経済協力関係が構築されることになる。当時の日本は中国の3倍以上の経済力を誇り、先行する日本から優れた製成品・技術・設備とノウハウを中国に提供するという、三方通行の経済協力が主流であった。しかし中国が本格的な対外開放政策を導入した80年代以降は積極的な外資誘致政策の後押しもあり、民間主導による貿易・投資協力が多様化・拡大することとなる。

中国はその後のWTO加盟も経て「世界の工場」としての存在感を高め、2003年から5年連続で国内総生産（GDP）2桁の成長率を達成するなど急速な経済発展を遂げ、10年には日本を抜き世界第2位の経済大国の地位を占めるに至った。そして、それに伴い日中経済協力もこれ

●宮奥 俊介 *Miyaoka Junkei* 一般財団法人日中経済協会調査部 主査

までとは異なる在り方を模索するフェーズへと移行していく。その一例として、「日中省エネルギー・環境総合フォーラム」の開催が挙げられる。過去16回の開催を重ねてきた本フォーラムは、エネルギー・環境対策をテーマとした日中双方の官民二体の対話の場として重要なプラットフォーム機能を担い続けている。他にも資源開発等の産業分野や知的財産権保護等の制度面での協力など、従来のような一方的な援助・貿易・投資の三位一体型協力が中国の発展に伴い巡った中、現在は日中、そして世界の共通課題への対応における新たな経済協力が求められるようになっていく。

2. 新たな日中経済協力に向けた共通課題

つまり、先進国としての日本が発展途上国であった中国に対し経済協力を行ってきた過去を経て、双方が優位性を活かしながら共通課題の解決に向けて協力を進める時代になったと言える。ではその共通課題とは何だろうか。

行われた日中首脳会談で習主席は両国の経済が高い相互依存関係にあると指摘しつつ、「デジタル経済」、「グリーン発展」、「金融・財政」、「医療・介護」、「産業チェーン・サプライチェーン」などの分野を円滑かつ安定的に維持するため双方が互いに対話と協力を強化する必要性について述べた。ここで指摘された分野のいくつかは、まさに共通課題といえるだろう。

①「グリーン発展」

世界各地で頻発・激甚化する自然災害が年々脅威を増す中で、地球温暖化・気候変動への対応は喫緊の課題となっており、日中ともカーボンニュートラルの達成を掲げ、官民が連携して様々な取り組みを進めている。その一方で、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発した世界的なエネルギー・資源価格の高騰が人々の生活に大きな影響を与えており、脱炭素社会の実現はそれぞれが単独で解決できる課題ではなくなっている。

②「医療・介護」

高齢化率が29%と世界で最も高い水準

に達し、想定を超えるスピードで少子化も進む日本。一方で22年に出生数が建国以来最小となり、急速な人口減少社会に突入した中国。「未富先老」（豊かになる前に高齢化が進む）と言われる社会の中で、経済・社会維持の基盤とも関わるこの問題への対策は急務であるといえる。

③「金融・財政」

ゼロ金利政策を維持しながらも長引くデフレスパイラルの中、賃金・物価上昇に向けた取り組みが続いている日本。そして中国も23年7月の消費者物価指数(CPI)が前年同月比マイナス(マイナース0.3%)に落ち込むなど、デフレ化への懸念が高まっている。人民銀行による融資金利の引き下げなどで景気刺激を図っているが、金融・財政の安定性維持のためにも国際協力が必要な分野である。

いずれの課題も最適解は見つかっていない。だからこそ双方の経験・知識に基づく叡智を結集していくことが求められる。そして双方がともに解決に向けた協力を進めることが、多くの国にもメリットをもたらすだろう。そのためには、これまでの形式とは異なる協力関係を構築していく必要性が高まっている。以下では新たな相互補完関係の構築について個別分野の事例をもとに、「日本先行型」「日中融合型」の協力をキーワードにその現状と今後の展望を述べてみたい。

3. 「日本先行型」から「日中融合型」協力へ

まず「グリーン発展」を例にとると、70年代の高度経済成長期に公害発生や2度のオイルショックを経験し、政府・企業とも省エネや環境保全に絶えず取り組んできた日本は、同じく急速な発展に伴い深刻な環境汚染に直面した中国に省エネ・環境関連技術の提供などを通じ協力してきた。いわゆる日中経済協力が始動した当初と同じく、「日本先行型」の協力がメインであった。しかし現在はダブルカーボン達成に向け、日中ともに地球規模の気候変動対策への取り組みが必要となっており、従来の「日本先行型」から「日中融合型」協力への移行段階にあると言えよう。

前述の日中省エネルギー・環境総合フォーラムもそうした転換期に生まれたプラットフォームであり、近年は脱炭素社会の実現に向けたGX(グリーン)トランスフォーメーション) 推進など、双方がともに優位性を学ぶような形での協力が進められている。また少子高齢化問題においても、共通課題の解決に向け、幅広い分野での「日中融合型」協力が期待される。日本は介護従事者の待遇や環境面の改善、地域間格差など、政府による「高齢社会対策大綱」の中で示された様々な課題に対し国民が連携して取り組んできた経験を持つが、特に制度構築の面で中国に協力でき

る可能性は大きい。中国は2016年以降、各地で介護保険制度の試験導入を進めているものの全国統一的な制度は未整備であり、これが外資を各各の介護関連機関・設備の導入や施設運営などのビジネスが成り立ちにくい背景となっている。

こうした課題に対しJICA(国際協力機構)は「日中高齢化対策戦略技術プロジェクト」を通じた人材育成や技術協力に加え、中国の関連法規や制度など「仕組みづくり」における協力を展開しているという。また制度面の構築支援だけでなく、JETRO(日本貿易振興機構)が取り組む企業マッチングや展覧会を通じた介護サービスや福祉用具の開発・導入など日本が先行している部分には他にもある。一方で、中国はデジタル技術を駆使した高齢者の健康管理、予防医療の推進や介護サービスの導入を進めており、「グリーン発展」と同様に同分野の「日中融合型」協力の拡大も期待される。例えば中国特有の「社区」を通じた仕組みづくりによる、より小規模のきめ細かいサービスの実現は中国の高齢化対策における地域間の格差を解消するだけでなく、日本の過疎地などへの応用も期待されるという。

おわりに

以上、「グリーン発展」や「少子高齢化問題」における「日中融合型」での協力の

現状と可能性を見てきた。しかし「文化産業」や「食」など他分野においても同様に、今後新たな協力関係の転換が期待される。「文化産業」においては中国には歴史的文化遺産・遺跡の修復・再現による観光地化やデジタル技術を駆使したコンテンツ化など、文化を高付加価値化するというハード面での強みがある。一方日本にはおもてなし文化に代表される観光地でのホスピタリティなどソフト面に豊富な経験と強みを持つ。双方がそれぞれの優れた部分をともに融合していくことで、新たな産業を創造する可能性も広がるだろう。この辺りの詳細については本レポートの各章を参照いただきたい。

1978年8月12日に締結された、「日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約」では第三条において、「両国間の経済関係および文化関係の二層の発展ならびに両国民の交流の促進のために努力する」と記された。それは今後とも日中が相互に影響を与え合い、ともに発展していく上でも変わらない原則であろう。新たな相互補完関係の構築に向け、これまでの「日本先行型」では取まらない「日中融合型」での協力が求められる。



《参考文献》『中国21』Vol.55 2021.12 175～196ページ 佐々木美穂「日中高齢化対策戦略技術プロジェクト」実施に至る経緯、成果と課題及び今後の展望」

約10年前に激甚な大気汚染に見舞われた中国では、10年を経ずして大気環境は相当改善した。そうした中国の省エネ・環境分野の重点課題の推移と課題解決に貢献した日中協力の足跡を振り返りつつ、最近の環境汚染対策と気候変動対応について、EUや米国との同分野の交流・協力動向にも照らして日中協力の現在地を確認し、GXなどを念頭に協力の新機軸を模索する。

日中省エネ・環境協力の現在地とGXの潜在性

● 十川美香 SOGAWA MIKA 一般財団法人日中経済協会 上席参与

1. 中国の省エネ・環境課題と過去10年の推移

(1) 2013～17年の環境課題と対策
PM2.5を代表とする大気汚染

2013年初頭、北京など中国の主要都市は、「霧霾」と称されたスモッグにより、交通に支障をきたすなどの深刻な事態に陥った。これに対し中国政府は、13～17年の5年間の抜本的な大気汚染対策を決め、17年には京津冀（北京市・天津市・河北省）、長江デルタ、珠江デルタの各地域のPM2.5濃度をそれぞれ約25%、20%、15%減、特に北京のPM2.5の年平均濃度を60μ/m前後にまで低減することの具体的目標を宣言して、10カ条35項目の施策からなる「大気汚染防止行動計画（大気十条）」を発表した。

その後、大気十条の下で、重慶産業の汚染対策強化、新エネルギー車の積極的普及

VOCs総合対策起動などに年を追って取り組んだ結果、17年のPM2.5の年平均濃度は、13年比で京津冀では39・6%、長江デルタで34・3%、珠江デルタで27・7%削減され、北京市のPM2.5の年平均濃度は13年の89・5μ/mから58μ/mまでに低減し、当初の目標はいずれも達成された（図表1）。

また、最優先課題とみられた大気十条実施の進展に伴い、従来からの汚染対策をアップデートする形で15年には水質汚染防止行動計画（水十条）、16年には土壤汚染防止行動計画（土十条）も出揃い、中国の環境対策は改めて、大気・水・土壤汚染への包括的な取組みへの深化も見せ、18年には「青空・碧水・净土防衛攻坚战」という並々ならぬ覚悟を感じさせるキャンペーン名称が政策に冠せられた。

当時の課題認識は「…交錯する新旧の環境問題、地域・配置・構造面での顕著な

環境リスク、重度の大気汚染、黒臭水、町を包囲するごみ、生態破壊等の発生が人々の生活を患わせ、民心の痛みとなっている

…（中国共産党中央・国務院の全面的な生態環境保護の強化、断固たる汚染防止攻坚战戦略に関する意見（18年6月16日）と、依然として極めて深刻である。

(2) 大気汚染対策での協力例

13～17年の5年間に、日中関係および日本からの協力にはどのような動きがあったのかも振り返っておく。10年前の日中経済協会は、日中関係の不正常な事態の打開に向けた経済対話を模索していた。13年3月、張富士夫会長を団長とし、米倉弘昌日本経済団体連合会会長・当会名誉会長を最高顧問、三村明夫副会長らを副団長とする主要メンバー21名と事務局等による訪中代表団が派遣され、対話の重要テーマの一つとして、当時の中国の深刻な大気汚染課題の解決のための協力が提起された。日本

政府（経済産業省、環境省、外務省）の支援を得て、当協会が事務局となり関係の企業、地方自治体、JICA、NEDO、JETRO等機関が参加する「大気汚染改善協力ネットワーク」の設置である。

中国側から即座に賛同と期待が寄せられたことは言うまでもない。その後、日中省エネ・環境総合フォーラム開催継続をはじめ、官民で行われた協力の網羅的な説明は省くが、日本の環境省による「中国大気環境改善のための日中都市間連携協力事業」も、「中国大気汚染改善協力ネットワーク」との密接な連携をとりつつ、日本の地方自治体と中国の都市との間を中心に4年間にわたり実施され、これと軌を一にしてJICAの技術協力プロジェクト「フェーズ5「環境にやさしい社会構築プロジェクト」」において、大気汚染に関するモニタリングと分析評価能力の向上を重要な成果の一つとした、清華大学との共同研究

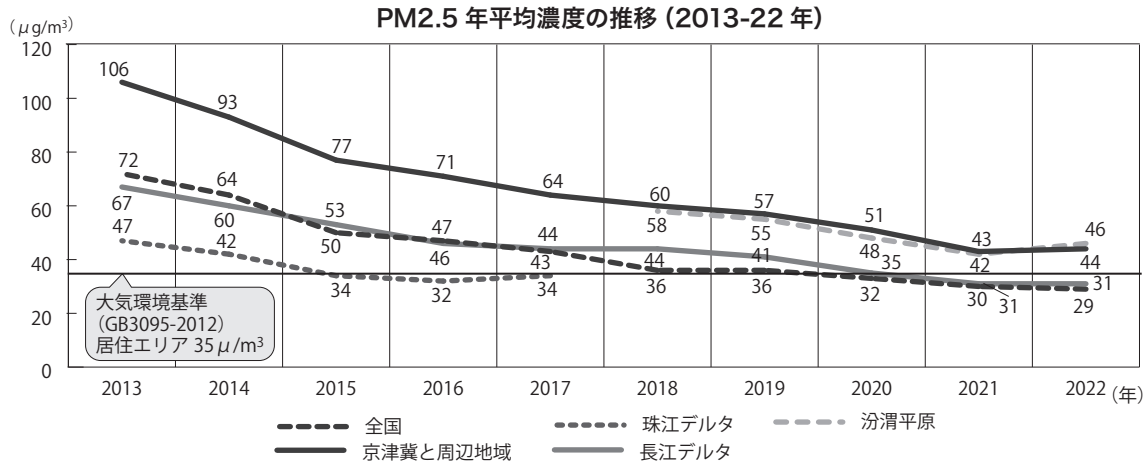
図表1 中国の環境分野の重点課題対策の推移

年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
環境分野の重点課題対策	国務院「大気汚染防止行動計画（大気十条）」：①総合汚染対策、②産業高度化、③企業技術改造、④エネルギー構造調整、⑤省エネ・環境参入規制厳格化、⑥市場メカニズム、⑦法整備、⑧地域協働、⑨監測、⑩市民参加」と京津冀・周辺地区等での実施細則策定	大気十条の全面実施、重点産業での汚染対策強化	大気十条実施深化、NEV積極普及、石化産業のVOCs総合対策起動。水質汚染防止行動計画（水十条）策定	大気十条実施深化、京津冀大気汚染防止強化措置（16-17年）実施、重点産業のVOCs削減行動計画策定。水十条全面実施。土壤汚染防止行動計画（土十条）策定	大気十条の大気環境改善目標および重点任務の達成。水十条の実施深化。土壤汚染対策強化、土壤汚染防止立法	青空防衛戦全面推進のための「青空防衛戦3年計画」実施、温室効果ガス・汚染物質削減のコペネフィット対策を積極推進、電力業界から全国炭素市場の準備作業先行始動。碧水防衛戦推進着手、都市黒臭水対策実施。浄土防衛戦の安定的推進	青空防衛戦断固勝利のための重点地域・秋冬季大気汚染対策行動継続。碧水防衛戦持続のための水質汚染防止法執行検査。浄土防衛戦の徹底推進	青空防衛戦断固勝利のためのPM2.5とオゾンコペネフィット規制推進、「2020年堅壘攻略方案」策定。碧水防衛戦注力。浄土防衛戦の断固推進。30年までのCO ₂ 排出ピークアウト行動方案編纂始動	中国共産党中央・国務院の「カーボンピークアウト・カーボンニュートラル実施に関する意見（略称）」と「汚染闘争深化に関する意見」、国務院の「2030年までのカーボンピークアウト行動方案」発表。青空防衛戦、碧水防衛戦、浄土防衛戦の徹底推進	青空防衛戦の徹底推進のための大気汚染防止グランドデザイン全面強化、重慶汚染など堅壘攻略深化行動方案、重点工業・エネルギー・交通分野のカーボンピークアウト実施方案、汚染・カーボン削減コペネフィット方案（略称）発表。碧水防衛戦の徹底推進
全国環境汚染対策投資（億元）	9,037.2	9,575.5	8,806.3	9,219.8	9,539.0	8,987.6	9,151.9	10,638.9	9,491.8	
対GDP比(%)	1.59	1.5	1.3	1.24	1.2	1.0	0.9	1.0	0.8	

などが行われた。これら一連の経緯と成果は、18年の日中の環境大臣間の協力実施宣言書においても「中国の大気環境改善への貢献」として評価されている。

（3）気候変動対応

当初五カ年の集中的な大気汚染対策な



（注）全国のモニタリング都市は、13年は第一次重点74都市、14年は161都市、15年以降は地級以上の338都市。京津冀と周辺地域は、17年までは北京市、天津市、河北省の地級以上の13都市、18年からは山西省、山東省、河南省を含む「2+26」都市。長江デルタは、17年までは地級以上の25都市、18年からは上海市、浙江省、江蘇省、安徽省の41都市。珠江デルタは、地級以上の9都市。汾渭平原は、山西省、河南省、陝西省の11都市。

（出所）中国環境保護部「(2013～16各年)中国環境情報公報」、中国生態環境部「(2017～22各年)生態環境状況公報」、2013～15年(各年)環境統計年報、2016～21年(各年)中国生態環境統計年報

どの推移とその一定の成果を経た18年の重点課題には、「汚染物質排出削減」に加えて「CO₂等温室効果ガス排出低減とのコペ

ネフィット対策」が提起される頻度が上がってきた。その背景には、17年からの習近平政権2期目の政策方針に、グローバル・イシュー、特に代表的な気候変動対応への参画が明確化されたこともあろう。

一方、それは突如示されたわけでもなく、温室効果ガスの排出抑制が「第11次五カ年計画(06～10年)」において初めて拘束性ある目標として明言されて以来、一連の措置を経て、30年のカーボンピークアウト、60年のカーボンニュートラル目標(通称「3060目標」)提起に至るまでに、ソーラーパネルやバッテリーを代表例とする強力な産業・技術基盤構築を含む周到な準備がなされた(詳細は高世楨、李継峰氏「中国の炭素中和戦略と動向」、『日中経済協シヤール』21年7月号参照)。

また、3060目標の発表後には、その実現のための政策体系「1+N(トップダウンのグランドデザインを不其礎的指導文書+付属文書)」が迅速に示されている。「1」は、①「中国共産党中央・国務院の完全かつ正確な新発展理念の全面的貫徹によるカーボンピークアウト、カーボンニュートラル実現に関する意見(21年9月22日完成、10月24日発表)」と②「国務院の2030年までのカーボンピークアウト行動方案(21年10月24日完成、10月26日発表)」を指すという解説が中国内外でみられる一方「1」は①を指し、②は「N」

図表2 中国の地方「汚染削減・カーボン低減コベネフィット」モデルケース例

省・市	対象エリア・分野、取組み例（色付き部分：水、廃棄物処理との関連例）
天津市	某製鉄所の先行モデル：電炉への転換改造、水素エネルギー輸送プロジェクト実施、水素精錬共同技術開発プロジェクト実施予定等
上海市	金山区：化学工業エリアとして大気汚染物質と温室効果ガスの排出管理リスト統合整理、相関分析等
浙江省	金華市赤岸鎮園区：固形廃棄物一廃水一排ガス処理の省資源・省エネカーボン低減コベネフィットと産業園区内外の資源「双循環」モデル化等 金融・財政支援：グリーンファイナンス拡大、グリーンボンド発行支援、グリーン発展基金設立、「汚染削減・カーボン低減コベネフィット」プロジェクトバンク設立等
広東省	深圳市龍崗区：専門家・学者による「汚染削減・カーボン低減コベネフィット」先鋒サービス隊を組成、トータルライフサイクル・モデル企業診断・指導、大規模環境発電施設に依拠したゴミ焼却、廃液回収、無害化・資源化モデル模索等 南沙経済技術開発区：自動車製造・電子情報産業融合発展を主とする企業間ネットワーク省エネ（水、廃棄物等）資源循環・産業チェーンの自主的「汚染削減・カーボン低減コベネフィット」モデルを初歩的に構築等

（出所）生態環境部綜合司「綜合规划与政策典型案例 減污降碳协同增效①～④」から水・廃棄物関連事例等抽出整理（<https://www.mee.gov.cn/ywgz/zcghjdd/sthjzc/>）

のトップに位置付けられるとの解説もみられる。

いずれにせよ、①においては、25年までのCO₂排出量GDP原単位の20年比18%削減や非化石エネルギー消費比率20%前後達成、30年までのCO₂排出量GDP原単位の05年比65%以上の削減や非化石エネルギー消費比率25%前後達成、60年までの非化石エネルギー消費比率80%以下達成などの指標が主要目標として明示された。

さらに重要な点として、30年までのピークアウトの主要目標達成にはどのような

クシオンが必要なのかについては、②において、重点任务（10分野）と各任務実現のための十大行動計画および分野横断的な

政策措置（排出量統計、会計システム、法律・法規・基準等）や国際協力の方針が明らかにされた。これを受けて21年後半以降、各分野の行動計画や政策措置を具現化する文書が国の関連部門や地方政府から「N」に該当するものとして続々と策定・発表されてきている（詳細は染野憲治氏「中国『3060』達成に向けた取り組みと展望」、『日中経済ジャーナル』23年4月号参照）。

『日中経済ジャーナル』23年4月号参照）。

④ 汚染対策とのコベネフィットアプローチ

22年6月、「N」の策定・発表が続く中で、③の冒頭に触れた従来の「汚染物質排出削減とCO₂等温室効果ガス排出削減とのコベネフィット対策」をアップデートするような文書が出された。生態環境部を筆頭に、国家発展・改革委員会、工業和信息化部、住房城乡建设部、交通运输部、農業農村部、国家能源局の7部門合同による「汚染物質排出削減・炭素等温室効果ガス排出低減コベネフィット実施方案（減污降碳协同增效実施方案）以下「コベネフィット方案」と略称）である。染野氏の解説では、「その他（分野横断的）」と整理されている。「アップデートするような」と提

えたのは、「1+N」のトップ文書には、「減污降碳协同增效」という表現はなく、「減污降碳」は「1」の原則の一つである「リスク防止」の一環で「エネルギー安全、産業チェーン・サプライチェーンの安全、食糧安全、人々の正常な生活（それぞれ）との関係を適切に処理」すべきものと位置付けられた要素だったからである。

他方、③の冒頭に述べた政策動向に鑑みても、コベネフィット方案は中国の汚染対策現場を包摂する「N」の重要な文書の二つに相違ない。その重要性は、提起された包摂対象が大気汚染に留まらず、水環境、土壌汚染、固形廃棄物との関係性など極めて広範であることと共に、本方案以下の課題認識からも読み取れる。

「我が国の発展がアンバランスかつ不十分であるという問題は依然として突出しており、生態環境情勢はなお厳しい。その構造、根源、趨勢的なプレッシャーが全く緩和されていないことは、カーボンピークアウト・カーボンニュートラル目標への任務をより重く、到達への道をより遠いものになっている。

従って、「先進各国が環境汚染問題の基本的解決後に炭素排出規制強化フェーズに入るのとは異なり、生態環境の根本的改善とカーボンピークアウト・カーボンニュートラルという二戦略の同時実現を任務としている我が国は、生態環境対策に必要な

多様な目標をいっそう際立たせ、汚染排出削減と炭素排出低減を共に進めることが必然の選択となる」との認識である。

国レベルのコベネフィット方案を受けて、22年後半から23年には、地方政府でも相次いでコベネフィット方案が発表されてきた。政策文書のみでは具体的なイメージが掴みにくいが、生態環境部では、部の政策や計画の起草・調整を担う綜合司が地方のコベネフィット実施状況を集約し、参考価値のあるモデルケース14例を抽出して、23年4月5日に部のホームページに公開するという興味深い情報発信の努力も行っている（図表2）。

中国のカーボンピークアウト・カーボンニュートラル目標に向けた取組みが中国各地方・エリアの重層的な環境汚染対策と一体化している実態把握は、省エネ・環境協力の現在地を確認する一助となりそうである。

2. 日中省エネ・環境協力の現在地確認の3要素

日中省エネ・環境協力の現在地の確認に際して、既に次の二つの要素をみた。

① 13年からの協力実績…中国の大気汚染対策への官民連携、日中都市間協力等による貢献。

② 現在の中国の取組み…気候変動対応と大気汚染、水環境、土壌汚染、固形

中国で芽吹き始めた日本の食

中国の大都市では、「日本風」を意味する「日式」の文字を掲げた飲食店を目にする。スーパーの陳列棚には「京都風」や「北海道風」の文字が至るところにある。パステルカラーに柔らかないフォントを用いた「梅酒」のラベルを見て、日本企業の商品だと誤解する人もいるだろう。明らかに日本的なものも、どことなく日本らしいものも中国人にとって身近になった今、自分らしい生き方・働き方を実現する手段として日本の食を選ぶ中国人がいる。彼らを通して、日本の食がどのように中国に根を下ろし、また芽吹きつつあるのか紹介したい。

● 山田智子 YAMADA Tomoko 一般財団法人日中経済協会北京事務所農林水産・食品室長

中国の「日本料理店」

「中国に日本料理店はどのくらいあるのか。」

日本にいるときに最も多く尋ねられた質問でありながら、中国に来てからはほとんど尋ねられたことのないこの質問。

「日本料理」の定義とは何かを考えながら、ネットで答えを検索してみる。たとえば、「華経情報網」の2021年の記事によれば、19年の段階で日本料理（記事では「日料」と表記）の店は、中国の飲食料店の6・38%を占め、四川料理と広東料理に次ぐ市場規模があるという。ここでいう日本料理店に含まれるのは、寿司を含む高級日本料理店のほか、「ラーメン店 すき焼き鍋店 焼き肉店 丼店 居酒屋等」である^注。

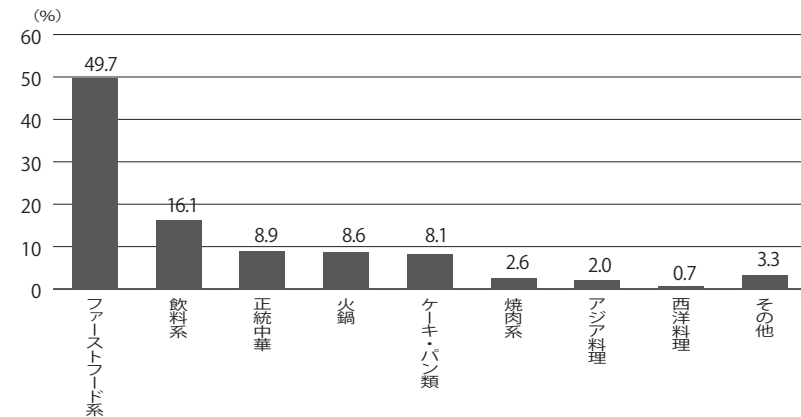
また、別のネットコラム^注では、「紅餐ブランド研究院」が出した手堅い

予測として、20年の時点で日本料理店は8万軒に上るだろうことが紹介されている。このコラムによれば、日本料理店と言え、日本式ラーメンや「牛丼（牛肉蓋飯）」、居酒屋、すき焼き鍋、日本式焼肉、寿司店などであるらしい。予想は当たったのかと同研究院の「2021中国飲食料ブランド力白書」を見てみれば、21年11月時点で中国全体の飲食料での商業登記件数は301万3000件との記載だけがあり、予測どおり日本料理店が8万軒になっていたとしても、その占有率は中国全体の3%にも満たず、先の6・38%の半分にも及ばない。この白書には日本料理の文字すら出てこない(図)。

うなものなのか。コラムはこうも記載する。「中国の多くの消費者は寿司や刺身だけが正統な日本料理だと思いついて、日本式ラーメンや牛丼はそこに含まない。中国人が中華料理以外を食べるのは、視野を広げ、新しい消費体験をしたいからであり、この観点から言えば、寿司の神秘感や日本式ラーメンや牛丼に当然勝るものであり、だからこそ、多くの中国人が寿司イコール日本料理、と思うのだ。」牛肉のステーキやポークソテーについて、「肉をフォークで食べると西洋料理になる」と言われている（ような違和感を覚える）のと同じだ、と続く。

この夏、山東省の省都で、日本式焼肉店を利用した。店内に入って直ぐ、ライトアップされた看板に「和牛は愛すべきものです」と日本語で書かれている。料理が出され、(玉子焼きなどをのせる) 取り皿が無いので欲しい、と店員に伝えたところ、店長が代わりにやってきて、「肉は焼いたら直ぐに手元のタレ皿に付けて食べてください。取り皿は使いません。それが美味しい焼肉の食べ方です。ほら、ここにも書いてある」。見れば、確かに壁には「日式炭火焼肉は、煎るに非ず、焼くに非ず、その精髓は高温で炙ることを佳しとすることにある。素早く炙り、素早く火から降りし、素早く食べるべし」とあり、店長のこだわりが凝縮されている。たとえば、ビールを飲む器が使い捨てのプラスチックのカップで、「日式玉子焼」にはケチャップが掛けられ、「日式チャーハン巻き」とはケチャップ味で具のないお米を海苔で巻いたものだったとしても、名古屋焼肉を学んだ店長にとって大切なものは焼肉なのだ。日本式焼肉店とはこういうお店

図 中国飲食店における各ジャンル別の店舗数比率



(出所) 紅餐ブランド研究院

受け入れが広がる食材としての海鮮

新型コロナウイルスの流行は、中国

「中国の消費者は、『大衆向け日本料理店で主食を食べ、中級日本料理店で体験を食べ、高級日本料理店で食材を食べる』。日本料理店らしい大衆向けチェーン店でお腹を満たし、接客サービスを含めて日本的なお店で日本料理を食べる体験を買い、さらにそれ以上に価値があるものとして、そこでもしか味わうことのできない食材を求めて高級な日本料理店を利用する」。体験としての日本料理、いわゆる「コト消費」としての食事の価値以上に、そこでしか味わうことのできない食にこそ日本料理の価値がある、という評価である。

さらに「食材が新鮮で、味付けが美しく、接客サービスが行き届いていること、これらは日本料理を謳う以上、必須の運営方針であり、その上で今、日本料理店には自分たちの売りは何か、という観点から一層のブランド管理をすることが求められている」。その店が日本料理店に数えられるのかどうかに関わらず、その店らしさの追求がこれまで以上にオーナーに、また料理人に求められている、としている。

人の食生活、特に衛生観に影響を与えたと言われる。コロナの最中、20年に農業農村部が発表した、農村における大規模倉庫の建設とコールドチェーン（「保鮮冷鏈」物流施設）の建設プロジェクトに関する通知や、21年に中国国務院がコールドチェーン分野の発展に対する5カ年計画を初めて公表したことは、中国において、食に対して求められる衛生基準が一層高まったこと、また、その基準を満たすだけの環境整備が進んでいくことを表す。これまで、中国で日本産の鮮魚を提供してきた飲食店は、多大なコストと労力を掛けて、まさに「そこでしか味わうことのできない」食材を提供してきた。今後、環境が整い、新鮮な海産物がより内陸に、今までもよりも低コストで届けられるようになれば、中国消費者にとって海鮮はより身近な食材になるだろう。

現在、中国では、「海鮮をテーマとするピュウフェ、海鮮火鍋、そして日本料理店等に代表される海鮮飲食業態が非常な勢いで流行している」^{注30}。かつて、中国の都市住民が摂取する蛋白質と言え、肉類か川魚、ここに沿海で獲れる太刀魚等が加わる、というものだった。それが今では、豚や羊などの肉類の比重は50%を下回り、代

のことか、と納得する。中国の街中で（食べ）「放題」や「omakae」を掲げるお店には、日本の食文化に価値を見出し、賛同し、あるいは惹かれるものを見つけたオーナーや料理人がいるのだろう。なお、中国で「和牛」と言えば高級肉牛の代名詞であり、同店で提供される肉はオーストラリアや中国東北地方産のものである。

中国で、日本料理店はどのように受け入れられているのだろうか。

先のネットコラムはこどもも記載する。

20年ほど前、上海の公園を歩いていた際に不意に目の前に現れた青空市場を思い出す。そこでは、生きた蛇が売られていた。『どうだ、一匹買わないか』、「調理の仕方がわからないし、蛇を食べたいとは思わない」、「大丈夫。日本人はウナギを食べているんだから、当然蛇も食べられる」。そう言うが早いか、あつという間に蛇を絞めてくれたあのおじさんは、ウナギは食べたことがないと言っていた。それが、今では北京のスーパーでウナギの蒲焼きを見ることが珍しいことではなくなった。それまで食べていなかった生き物を食材として認識することは難しい。けれども、そう、蛇を食べるのだから、ウナギも当然食べられる。

中国の寿司店は、上海市、青島市等の海に面した華東地域に多い。これには、これらの地域が水産物を消費する食習慣を有していたことに加え、中国、特に内陸では冷蔵・冷凍品向けの物流が整備されていなかったことの影響がある。

選択か、習慣か

「向こうでは一つの『習慣』であつても、中国国内にとっては結局一つの『選択』でしかない。」

数年前中国では「健康に良い」、「養生に効く」食事が流行った。「海鮮と言えば日本」と言われるように、「健康的で養生に効く」ものの代表と言えば、西洋料理のサラダであつたらしい。当時のネット通販サイトでも、「低油」、「低カロリー」や「鳥胸肉」、「ダイエット食」といった単語が検索の上位を占めていたという。けれど今ではそれも下火になり、サラダ等の健康な食事のイメージで二世を風靡したチェーン店も、あるものは倒産し、あるものは買

い手を採す状況にある。「その理由を理解することは難しくはない。サラダは、西洋では一つの『習慣』であつても、中国にとっては結局一つの『選択』でしかないのだから。焼く、揚げる、炒めるといった調理方法に慣れた『中国の胃袋』にとつて、『草を食べる』ことに慣れることは決して容易なことではない。加えて、コロナが常態化した中、冷たい料理や生食用食品の衛生状況に対する消費者の信頼感は大きく損なわれてしまった」^{注1)}

海鮮とサラダの大きな違いは、食材

であるか、それとも、いわゆるメニューであるか、ということにある。食材に一定の何か手を加えたものがメニューだとすれば、刺身ももちろんメニューの一つになる。20年前は北京で、10年前は上海で、そしてまた北京で暮らす今、スーパーを歩いて驚くことの一つに、鶏肉を串刺しにし、下味を付けたものがいつの間にか「日式」串焼きとして至るところで売られるようになったことがある。中国で「肉類」と言えば、豚、牛、羊を、「禽類」と言えば、鶏、鴨、ガチョウを指す。鶏肉はありふれた食材の一つに過ぎない。それを細切れにし、串に刺し、味を付ければ「日式」となる。習慣的に鶏肉を食べる中国人にとつて、「日式」串焼きを家庭で食べることが習慣なのか選択なのかは置いておくとして、その名付け方には、日本のアニメやドラマの影響があり、それらを見てきた多くの中国人がいて、だからこそ日本の食が受け入れられる下地がある。食の向こうに日本らしい何かを感じつつ、それを受け入れる消費者が中国で静かに増えている。

「日本酒」で生きる

「打酒」と言えば、酒を量り売りすることである。北京の街中で日本酒を

提供する「打酒舗」というお店の名前の由来もそこにある。加えて、「ダージウプウ」という発音には、「一杯からでも「大丈夫」との思いが掛けられている。

「打酒舗」は、中国で最も名の知れた日本酒の代理店が運営するお店で、日本酒カクテルのほかコーヒーや発酵茶が提供されている。店内には常時3度に保たれた冷蔵施設が設置され、日本酒を購入したいときは、客が自らその中に入つて選ぶことができるようになった。お店の中には利き酒用のボードがあり、飲んだお酒の精米の度合いや酒米を当てて楽しむことができるようになっていく。

その洒落た店内のコンクリートの壁に、ひと際目を引く4つの金属板が飾られている。その一枚一枚に、日本酒の醸造過程に密接に関連する文字と図案が描かれている。「水」Water、「米」Rice、「醸」Brew。そして最後の4つ目の「板」の文字。

このお店のコンセプトと設計を担当したのは黒竜江省出身の29歳の女性だ。日本酒の利き酒師と国際日本酒講師の資格を有している。上海で飲食店に従事した後、縁があつて日本酒に巡り合い、タイミングが合つて今のお店に勤めることになった。なぜ飲食の



「打酒舗」。丸窓の奥が冷蔵施設。(23年店舗提供)

中でも日本酒なのか。彼女は言う。「自分の故郷も中国では有名な水稲の産地で小さい頃からお米が好きだった。お米と関係する食べ物を探求することが好きだった。だから日本酒を造る過程と変化していく味わいとに共感を覚えた」。一連の作業を終えた後、酒の完成を待つまでの間、その時間が、「美味しいお酒ができるようにと祈る時間だと思えた」のだと。人と違うことをしたいから日本酒を選んだ訳ではなく、ただ純粹に「もっと日本酒を知りたいと思っている」。その彼女が選ぶ4つ目の言葉は「祈」Prayだ。

彼女には日本酒の師匠がいる。「清酒会」のオーナーだ。彼と一緒に「産土(うぶすな)」の由来について語り



冷蔵設備の中は日本酒や焼酎が並ぶ (23年店舗提供)

ながら利き酒をした。蓋を開けてから少し経った日本酒の香りが気になる。「時間が経ち過ぎたのかな」とつぶやけば、「きつとグラスが酒に合っていないんだよ、変えたら絶対問題ない」そうして変えてくれたグラスのお酒は瓶を開けたばかりのような芳香で、「飲み方がわからないとお酒は美味しくない。だからもつと日本酒の飲み方を知ってもらいたい」とほほ笑む姿は温かい。彼にとつて、日本酒の魅力はどこにあるのか。曰く、「日本酒は一番造り手が試される」。中国の白酒は風土と材料と時間の影響が強い。ワインも風土と材料の影響が強い。でも日本酒は杜氏の、造り手の力量が一番物を言う。

「そこに魅力を感じる。それを自分が解釈して人に伝えるということにも」。同じことを「青小山」のオーナーからも聞いた。同店は日本酒のほか焼酎も梅酒も日本のクラフトビールも、そしてお酒に合うお料理も提供する。オーナーは42歳の北京市の女性で、10年以上、海外で留学やビジネスをしてきた。以前、食品輸入業を営んでいた際に日本の食を知った。その後、ビジネス環境の変化に伴い、食品の輸入から飲食店の経営に転じて日本酒を選んだ。

なぜ日本酒なのか。「中国の白酒では不可欠な発酵の時間を必要としないから」。中国では年単位の時間を掛けて美味しいお酒を造るのに日本酒はその長い時間を必要としない。そのことに探求心が疼いた。白酒もウイスキーもワインもビールも学び直し、改めて日本酒の魅力を確認した。そうやって日本酒に魅かれて北京の中心地にお店を構えたら、そこで日本酒を通じて出会える人々もまた魅力的だった。二度始めてみたら探求心が止まらなかつた。私は自分の生業に誠実に向き合ってきた。日本酒にもそうするだけの価値がある」。もつと日本酒のことを突き詰めて理解したいから研修させてくれる日本の酒蔵を探している。言



店内に掛けられた「水」「米」「釀」等の金属板。利き酒用シート(右)(23年店側、筆者撮影)

い切る瞳が力強い。

彼、彼女たちは言う。「日本酒はまだまだ探求のし甲斐がある。新しいことを知り、新しい人に出会い、自分の世界が広がっているという実感がある。これがある限り、日本酒に関わり続ける(つもりだ)と」。

日本の食文化や食材が中国に根付く可能性は、そういうところにあると思っ。

「日本酒」と「清酒」

日本酒について彼らと中国語で語らう中で気付いたことは、彼らは「日本酒」とは呼ばずに「清酒」と呼ぶ、ということだ。そう言えばワインも「紅

酒」だ。日本という一つの文化圏に留まらない呼称で認知されることで、酒の一分類として受け入れられている日本酒・清酒。前節では便宜的に「日本酒」と記載したが、正しくは、「清酒はまだまだ探求のしがいがある。新しいことを知り、新しい人に出会い、自分の世界が広がっているという実感がある。これがある限り、清酒に関わり続けるつもりだ」と彼らは言っていた。彼らを知れば、そして「清酒を」●●と置き換えれば、ひと一人の生き方、働き方が浮かび上がってくるように思われる。

清酒を媒介にして集う彼らの中に身を置き、共に語らうと、こちらも楽しくなってくる。日本の食が、これからもそのようなものとして中国で芽吹いていくことを願いたい。



注1: <https://www.huaon.com/>

channel/trend/718990.html 23年8月18日アクセス。

注2: https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_13027359 23年

8月18日アクセス。

注3: 「海鮮飲食業界市場調査報告」、中国飯店協会、20年。

注4: 「2022中国飲食料店年度報告書」、中国飯店協会。

大きな転換期にある日中経済関係だが、両国の経済協力の在り方も新たな方向性を求める段階にきている。新規分野の開拓や斬新なビジネスモデルの構築など、従来の常識にとらわれない発想の転換が必要である。そこで日中経済協力の新規分野として注目されるのが日中文化産業協力である。文化活動の産業化や文化産業のデジタル化など、新たなビジネスモデルの構築においても日中協力の可能性は広がりつつある。

日中文化産業協力に向けた可能性 —— 産文融合は可能か？

● 高見澤学 TAKAMISAWA Manabu 一般財団法人日中経済協会理事調査部長

はじめに

高度経済成長を経験した中国は、経済の量的拡大から質的向上へと戦略の転換を図り、安定した経済の持続可能な発展へと舵を切っている。こうした戦略転換の背景には、自国経済への自信を深める一方、今後人口オナーズ時代を迎えることになる中国の経済戦略に対する苦悩が見え隠れする。

人口ボーナスによる経済成長が見込めた時代においては大量生産、大量消費、大量廃棄にみられるように、生産の量的拡大が経済政策の主役を担っていた。歴史的に見ても、これがグローバル社会の経済成長の基礎を築いてきたことは間違いない。しかし、その一方で有限なエネルギー・鉱物資

源の乱開発や大量消費、生態環境の破壊、南北問題に代表される貧富の格差等の矛盾が生じていたことも事実である。やがて経済が発展し、国民生活が豊かになると、人々のニーズはより機能的でデザインの良いものなど付加価値の高い製品を求めようになり、サービスに対する要求も高まっていく。そして、その先には個々人の趣味・趣向に合わせてカスタマイズされた製品やサービスを求める社会の到来が予想される。

人口オナーズ時代を迎えた中国と文化産業

中国の2022年末の人口は14億1175万人で前年比85万人の減少となり、1961年以来61年

ぶりにわずかではあるが前年を下回った。これは一時的なものではなく、今後人口の減少は続き、増加に転じる見込みはほとんどない。また、生産年齢人口（15～65歳）に至っては13年の10億1041万人を、総人口に占める割合では10年の74.5%をピークに減少の一途をたどっている（図）。中国がこれから人口オナーズ時代を迎えるにあたり、経済政策の方向性は質の向上、すなわち商品やサービスの付加価値を高めることに求めざるを得ない。ここに文化産業が大きな役割を果たすことになる。

一般的に文化が社会に普及・定着する前提条件として、国民の衣食住の基本的な生活条件が満たされなければならない。いわゆる「温飽社会」の

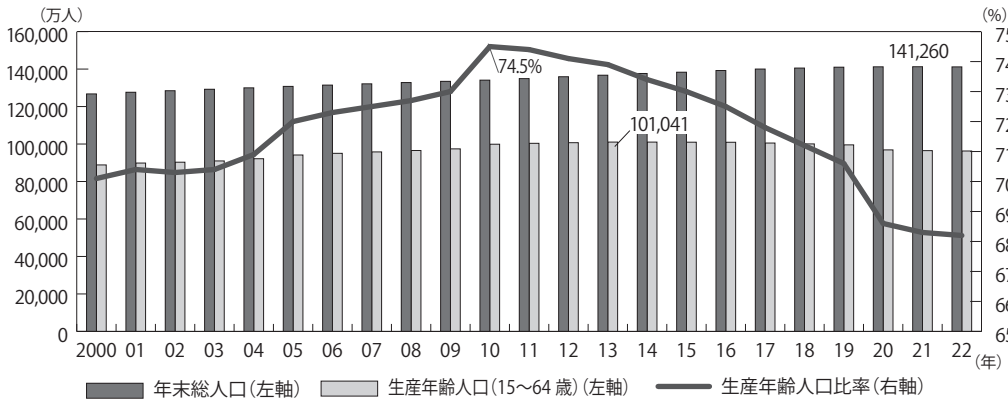
実現である。基本的な生活にある程度の余裕が生じることによつて、文化活動を楽しむ精神的なゆとりが生まれる。いわゆる「小康社会」の段階に入る。文化活動では、文化的素養を高めることも重要な目的の一つであり、教育やスポーツも文化活動の範疇と言える。

こうした社会の段階的發展は経済發展とともに自然ともたらされるものであり、為政者によつて人為的・強制的に進められるものではない。古来栄華を誇ってきた中国文化が、再び世界の脚光を浴びる日も遠くないのかもしれない。

社会主義文化強国への歩み

中国において社会主義精神文明の

図 中国の総人口と生産年齢人口の推移



(出所)『中国統計年鑑摘要』2023年版20ページより作成

の習総書記による報告では、「社会主義現代化国家」建設と「中華民族の偉大なる復興」のための団結奮闘を共産党員に求めている。

中華民族の偉大なる復興を目指す中で、文化分野での取り組みとして謳われている「百花齊放・百家争鳴」は、建国間もない1956年に毛沢東主席が提唱したとされる文芸・思想・学術上の政策的スローガンである。中国文化が花開いた春秋戦国時代の諸子百家による自由な言論活動になぞらえて、知識人に対し自由な発言を呼び掛けたものである。その後、共産党に対する批判が続出したことを受け、結果として「反右派闘争」へとつながり、このスローガンは短期間で撤廃されることとなった。今回、この「百花齊放・百家争鳴」が謳われたことについては、報告の中で「われわれは強大な結束力・牽引力を備える社会主義イデオロギーを確立し、イデオロギー関連活動に対する党の指導をしっかり握り」とあるように、自由闊達な発言を奨励しつつも、一方で共産党体制を揺るがすことにつながる発言は容認しない、との意味合いがあるように思える。確かに、特有の事情を有する中国において、社会の安定を第一に考える共産党政権のやり方は理解

できる。しかし、一定の制限は仕方ないとしても、制限が過度になればなるほど、文化強国の実現の道はより遠くなるだろう。

本報告では文化産業に関して、「文化事業と文化産業を繁栄・発展させ、人民を中心とする創作方針を堅持し、人民の精神的力を強めるより多くの優れた作品を生み出し、現代公共文化サービス体系を整備し、重要文化産業プロジェクトによるけん引戦略を実施」し、「大衆スポーツと競技スポーツ事業の全面的発展を促進し、スポーツ強国の建設を加速させる」としており、世界に対して中華文明、中国文化を幅広く発信していく目標が掲げられている。

党大会が開催される前の21年3月の全国人民代表大会で採択された「中華人民共和国国民経済・社会発展第14次五カ年計画および2035年長期目標要綱」(14・五計画)では、長期目標として35年までの社会主義文化強国の建設に向けた指針を発表している。ただ、思想教育の重点が原則として基本理念に置かれているため、文化戦略については抽象的な表現が多く、そこから具体性を読み取るのが容易でない。その中で、比較的具体的な取り組みとして示されているのが、

「中国の優れた伝統文化の継承・発展」、「重要文化・自然遺産・無形文化遺産の系統的な保護」、「中華の優れた伝統文化の創造的転換と革新的発展」である。

取り組みの手段としては、①文化財に対する科学技術イノベーションの強化、②中華文明の源流調査および中国の考古学事業の推進、③中華文明資源に関する一連の調査の実施、④文化財と古文書の保護・研究・活用の強化、⑤革命に関する文化財・遺跡の保護、⑥流出文化財の追跡・返還制度の整備などが挙げられている。この対象となるのは、長城や大運河等の有形の文化遺産のみならず、各少数民族が有している伝統手工芸等の無形文化遺産も含まれる。

文化戦略を実施する際に、14・五計画が同時に求めているのが公衆道徳の普及である。「市民向け、農村向け、学生向け、団体向けなどの社会規範を整備し、非道徳行為への懲罰制度を確立する」として、「信義誠実な文化の発揚」による「信義誠実な社会の建設」を強調している。文化戦略において公衆道徳を重視する背景には、デジタル技術の活用により文化産業の多様化が進んでいる現実がある。これまでのグローバル化に伴い海外から多

「中国の優れた伝統文化の継承・発展」、「重要文化・自然遺産・無形文化遺産の系統的な保護」、「中華の優れた伝統文化の創造的転換と革新的発展」である。

取り組みの手段としては、①文化財に対する科学技術イノベーションの強化、②中華文明の源流調査および中国の考古学事業の推進、③中華文明資源に関する一連の調査の実施、④文化財と古文書の保護・研究・活用の強化、⑤革命に関する文化財・遺跡の保護、⑥流出文化財の追跡・返還制度の整備などが挙げられている。この対象となるのは、長城や大運河等の有形の文化遺産のみならず、各少数民族が有している伝統手工芸等の無形文化遺産も含まれる。

種多様な文化・思想などが中国に流入し、新たな価値観を創出すると同時に、共産党の方針に反する考え方を植え付ける危険性もあるということだろう。中国の長い歴史の中では、小さく始まった政権批判の動きがやがて時の政権を転覆し、新たな王朝の成立につながることも少なくなかった。こうした歴史的背景を踏まえれば、現政権が「良質な文化コンテンツ」の供給拡大に神経を尖らせることは、理解できないわけではない。

問題は「良質な文化コンテンツ」とは何かである。また、質の高い文学・芸術作品の創出とそれを創り出すための社会環境の整備、海外との文化交流を通じた中国文化の発信力向上、そして文化と観光の融合発展のような秩序ある文化事業の産業化が、今後の中国にとつての重要な課題であると言えよう。

日中文化産業協力への期待

日中国交正常化から既に50年余りが経ち、当初政府間協力で幕を開けた日中経済協力だが、22年3月をもって国際協力機構（JICA）が担当してきた中国向け政府開発援助（ODA）が終焉を迎えた^{注1}。改革開放政策による効果が次第に現れ、中

国は海外の支援・協力によって高度成長期を迎えた。その間に、日中経済関係は両国企業によるビジネスベースでの協力が主体となった。著しい中国の経済発展を背景に中国国民の所得は大幅に向上し、中国企業も技術力や資金力を高め、今では航空宇宙関連等の先端技術やデジタル経済など、一部の分野では既に日本を凌駕し、その範囲は年々拡大しつつある。

資金や技術が一方的に日本から中国へと流れていた時代は終わり、日中双方の流れが重要となっている現状において、日中両国の相互補完関係も新たな時代を迎えている。日本企業による製造業を中心とした対中直接投資も一段落し、逆に中国企業による対日投資が目立つようになってきている。こうした中、日中経済協力の新たな分



産文融合は今後の経済発展のキーワード（国家博物院 21年12月、日中経済協会撮影）

野やビジネスモデルの新規性が求められている。

ここで、日中経済協力の新機軸として登場してきたのが文化産業というキーワードである。日中国は、ともに長い歴史を有し、それぞれ独自の伝統・文化を育んできた。もちろん、日本は長きにわたり中国から伝統・文化を取り入れてきたことは歴史的にも間違いがないが、日本では、それを利用し、独自の創意工夫して独自の伝統・文化として作り上げてきたこともまた事実なのだ。

こうした伝統・文化を産業化することで、その経済的価値を顕在化させることができる。歴史的遺構や自然遺産、絵画・書画や音楽等の芸術といった伝統的な文化は観光資源や骨董品市場の枠を超えてさらなる可能性が広がり、映画・アニメーション、ゲーム等コンテンツなどの現代的な文化は今や巨大市場を抱える一大産業として存在感を高めている。ここに日中経済協力の新機軸としてのアイデアが生まれても不思議ではない。

特に近年では、文化産業でのデジタル活用が日中両国で進んでいる。映画・アニメーションやオンラインゲームなどの現代文化のみならず、歴史的史跡等の文化資産をデジタル映像で再

現し、研究活動や観光に活用するなどの取り組みが進められている。また、過去において日本からの下請けにより技術を高めてきた中国のアニメーション技術が急速に向上し、今では質の高い中国産のアニメーションや動画、あるいはオンラインゲームが登場し、世界に受け入れられつつある。文化産業における日中協力には、無限の可能性が秘められている。

産文融合の定義とその意義

一般財団法人地球産業文化研究所顧問の福川伸次氏は、産業と文化の相乗発展を「産文融合」と名付け、それによるさらなる高成長の実現を呼び掛けている。

福川氏によると、「(欧州)中世の教会建築、ステンドグラス、衣服、絵画、絨毯などは、産業と文化の融合の所産」であり、「中国、インド、メソポタミアなどで開いた東洋古代文明は仏教文化とともに目覚ましい発展を遂げ、陶磁器、建築物、絵画、書道などいずれも産業と文化の融合の結晶である」と述べ、産業と文化の融合は決して今に始まった話ではないこと、そして「産業革命を経て産業の近代化が進むようになると、企業家は、むしろ収益に関心を深め、文化性、

芸術性には関心が薄らぐことになる」と指摘している。

その後、産業技術の高度化により情報通信技術が発達すると、文化と産業との関係が再び密接なものになると言っ。情報媒体もアナログからデジタルへと進化することで、より多くの情報をより速く消費者へと伝達することが可能となる。生産者は情報通信技術を駆使するとともに市場のニーズを的確に把握し、消費者の欲求に沿ったものを創り提供することができる。

一方、人々の所得が向上し生活水準がより高まり、消費者は豊富な情報を背景に、個々人の生活スタイルに応じた商品やサービスを求めるようになる。そこに欠かせないのが文化的価値の商品やサービスへの具現化なのである。

福川氏は自身の活動を通じて、「最近中国でもデータ技術を活用して、技術と芸術、産業と文化の融合発展を図ろうとする傾向」が高まっていると感じている。そして「今後の経済成長は、産業と文化、技術と芸術の融合発展にある」と述べている。

文化産業における日中それぞれの優位性

それでは、文化産業における日中

両国のそれぞれの優位性はどこにあるのだろうか？日中ともに長い歴史を有し、その文化的遺産を数え上げることが不可能だ。しかも日々新たな発見があり、それにより従来の通説が覆されることも少なくない。中国の歴史は日本よりも長く、広大な国土とともに多種多様な民族を有し、文化・伝統・芸術の多様性は日本の比ではない。さらに、時代の経過とともにそれらもまた変幻自在に変化している。

歴史的文化遗产は観光産業と大きな結び付きを持つ。まさに産文融合を体現する典型的な分野であると言える。筆者自身、過去数えきれないほど中国の歴史的文化遗产を巡ってきた。地方政府の招きで視察したことあれば、一旅行者として訪れたこともある。その際の観光地側の態度が訪れた立場によって大きく違うことに驚く。日本ではまず考えられない。一旅行者の場合、「お客さま」として扱われないケースが少なくない。マナーがなっていない旅行者が多いことに辟易することもあがるが、観光地側の対応にもう二度と訪れたいと感じることもしばしばである。巨大な人口を抱え、一見各でも十分に観光市場として経営が成り立つとの考え方もあがるだろうが、観光産業の持続的発展を目指す

すのであれば、リピーターの確保にも力を入れる発想が重要である。

日本では、サービスの精神として昔から「おもてなし」の対応が重視されてきた。この「おもてなし」を外国語で、一言で言い表すことは不可能に近い。「ものづくり」と同様に、日本人として当たり前のように使われている言葉の中に、日本語でしか解釈できない深い意味合いが込められている。これこそがソフトパワーとして現代の日本にも受け継がれていて、日本の優位性として誇ることができるのではないだろうか。

一方、中国では歴史的建造物を修復したり、発掘された遺跡を整備したり、また過去に存在していた建築物を再現して観光地化する、あるいは映画やドラマの舞台として利用するなどして一般公開することが日本に比べて圧倒的に早く、実行力に富んでいる。商魂たくましい中国人のバイタリティーを感じざるを得ない。こうしたハード面での整備に、中国は圧倒的な優位性を有していると言えよう。

上記のような観光産業を一つの例として、日本のソフトパワーの優位性と中国のハード面での優位性を融合することで、産業そのものの付加価値を高めることが可能となり、質の高いサービス産業の持続的発展が実現するのだ。

おわりに

デジタル化の進展に伴い、文化産業の発展の可能性は広がりつつある。製造業がデジタルと融合することで「スマート製造」が生み出されたように、伝統的な芸術がデジタルと融合することで「スマート芸術」が誕生するかもしれない。デジタルの進展が産業構造の変革に寄与したように、今後は芸術分野の変革にも大きな影響を与えるだろう。今後の発展のキーワードは「融合」にあると言える。

その意味において、産業と文化の融合、すなわち「産文融合」は今後の経済発展のキーワードとして多くの人に認識される必要がある。日中双方の優位性を活かした相互補完関係の構築は、この「産文融合」において体现されることが期待される。



注1：国際協力機構サイト22年3月

「中国におけるODA事業の終了について」(https://www.jica.go.jp/Resource/press/2021/20220331_02.html)

注2：『日中経協ジャーナル』20年1月号2～5ページ福川伸次「日中関係、新次元への展開」

日中高齢化産業協力の課題と展望

中国は2021年に高齢社会に突入し、今後も高齢化が急速に進む見込みだ。中央政府は高齢化に積極的に対応する方針を明確化し、政策・産業の整備に取り組んでいる。民間・国有・外資企業の参入が活発化し、競争は過熱しているが、苦戦している企業も少なくない。介護保険制度が整備されていない中、高齢者やその家族の介護サービス料の支払能力が市場開拓の大きな壁になっているなど、課題は多い。本稿では介護サービスに焦点を置き、中国の課題と展望を紹介する。

● 呉冬梅 *Wu Dongmei* 独立行政法人日本貿易振興機構(ジエトロ) 大連事務所市場開拓部部長

1. 高齢化をめぐる中国の政策・産業動向

◆膨大な高齢者人口と進む高齢化

中国における65歳以上の高齢者人口は2022年末現在、2億978万人に上り、日本(3627万人)^{注1}の約6倍となっている。一方で、中国の高齢化率は14.9%と、日本(29.1%)とは開きがあるものの、高齢化進展のスピードは速い。中国が高齢化社会(高齢化率7%)に入った2000年から高齢社会(同14%)に入った21年までの所要年数は21年と、日本の所要年数24年(1970年から94年)よりも短い。日中の高齢化の進行には約30年の格差があると言われている。

だが、中国において高齢化が急速に進むにつれて、その差が縮まる兆しも見えてきている(図1)。

◆急がれる政策整備

中国全体において高齢化が急速に進展する中、中央政府は高齢者サービス業を含む高齢者産業主体の整備・発展を推進している。まず、11年には「9064モデル」を確立。同モデルは、90%の高齢者を在宅で、6%の高齢者を社区と呼ばれるコミュニティで、残りの4%の高齢者を施設でケアしていくとするモデルであり、同方針は現在も続いている。

さらに13年には、「養老サービス産業の発展加速に関する若干の意見」を公布した。同意見において、外資系企業を含む民間資本の参入を奨励

する方針が示された。異業種を含む多くの企業が同分野に参入したことから、中国では同年を「高齢者産業元年」と称している。

これを機に、「高齢者ケアサービス」、「介護保険」、「医療と養老の融合」、「スマート技術の導入」、「リハビリ・福祉用具のレンタル」、「高齢者用品」、「リハビリ」、「人材」など、様々な分野で関連政策が公布・実施されている。

以下では主として日本企業の関心が高い「介護保険」制度について紹介する。

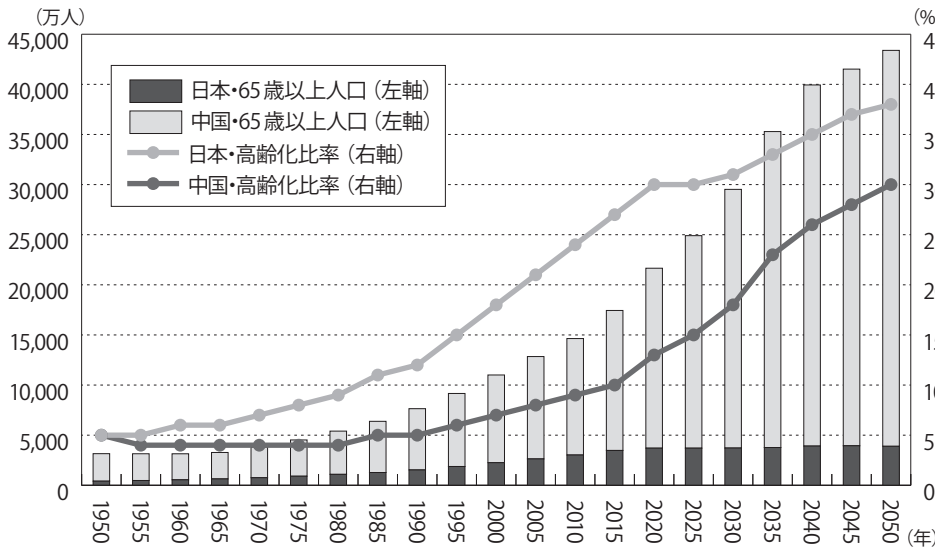
中国では16年から一部の都市で試験的に介護保険を導入しており、現在では計49都市・区・自治州で実施されている。日本の都道府県にあたる中国の31の直轄市・省・自治区に

おいて、全域で導入されているのは、天津市、山東省、上海市、重慶市、全く導入されていないのは、寧夏回族自治区、青海省、チベット自治区、海南省である(図2)。

試験実施地域では、各地域の実情に合わせて独自のプランで実施していることから、財源、被保険者、サービスの利用者、利用可能なサービスなどの点でばらつきが見られる。比較的共通する点として、財源は主に医療保険から拠出していること、被保険者は都市就労者から段階的に拡大していること、要介護度が重度の高齢者を対象にしているところが多いこと、利用可能なサービスは施設サービスに集中していることが挙げられる(表1)。

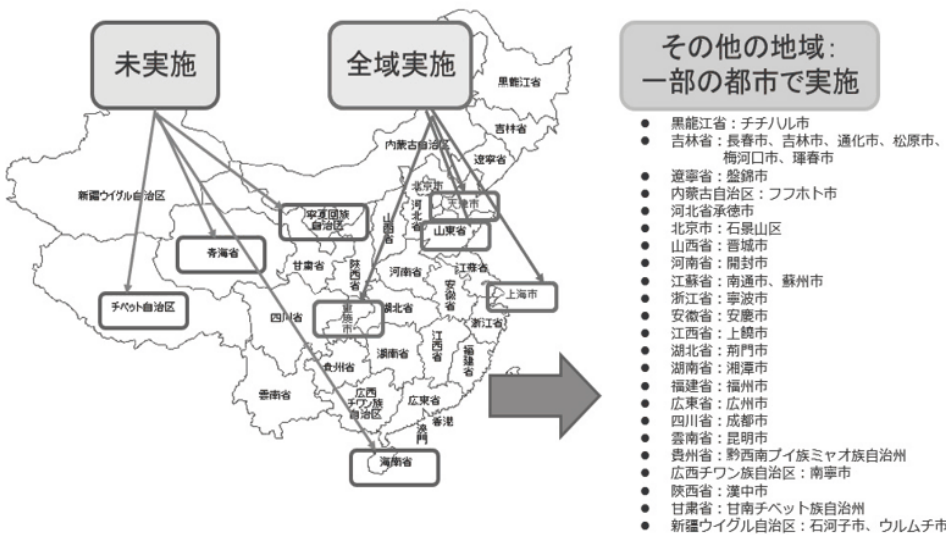
高齢者分野の21~25年の発展方針

図1 中国・日本における高齢者人口・高齢化の比率



(出所) United Nations, World Population Prospects, the2022 Revision よりジェトロ作成

図2 介護保険の試験実施地域



(出所) 各種資料をもとにジェトロ作成

を示す「第14次五カ年国家老齡事業発展・養老サービス体系規画」においても介護保険制度に触れており、「全国統一の要介護認定基準の設立など長期介護保険制度の政策の枠組みを構築し、被保険者は医療保険に参加している都市就労者からスタートし、重度の高齡者ケアの問題を重

点的に解決する」とした。財源として主に医療保険に依拠しているため、各地の実情に合わせて最低限のサービスにとどめている地域もあれば、医療保険が比較的潤沢な上海市のように被保険者とサービスの利用者とも徐々に拡大している地域もある。国は試験実施地域での制度運営か

ら課題または参考にすべき点を洗い出し、制度全体の骨格作りを行い、最終的に全国普及を目指していく考えである。

◆民間・国有・外資が活発に参入、競争が過熱

中国における主要な介護サービス

の形態は大きく分けて、入居型施設、デイサービス、訪問介護サービス、小規模多機能型施設の4種類ある。そのうち、デイサービスや訪問介護サービスは、介護保険がカバーしている地域を除いて営利の追求が難しい一面があり、日系を含む外資系^注または中国系の大手企業は、老人ホームやCCRC^注といった入居型施設への参入が多い。

入居型施設に関して、事業者類別別のポジショニングについて紹介する。まず、要介護者向けのサービスを低価格帯で提供しているのは中国地域の零細企業が大半であるが、サービスの水準は依然として改善の余地が大きい。高価格帯のところでは、健常者を対象にした分野では中国のデベロッパーや保険系企業、要介護者向けの分野では日系を含む外資系企業の参入が多い。最近では、オペレーターや保険系企業も要介護者向けのサービスを強化する動きが目立ってきている。

一方で、質の高いサービスを受けられる中価格帯の施設が不足している点が課題である。地域によって所得水準や物価が異なるため、中価格帯の定義が異なるが、遼寧省大連市であれば、月額4000〜6000

表1 介護保険の試験実施地域における実施概要

項目	概要
財源	医療保険、地方政府の財政補助、個人拠出等
被保険者	都市就労者から段階的に非就労者・農村住民へと拡大
サービス利用者	重度から段階的に中程度や認知症に広げる動きも
利用可能なサービス	在宅と施設サービスが大半、福祉用具への適用は少数
制度運営	事務業務などは民間保険会社に委託する地域が大半
課題	財源の確保、要介護認定等の基準の統一

(出所) 各種資料をもとにジェトロ作成

元が中価格帯となる。

近年は国有企業の参入も増えている。中央政府は「普惠型養老サービス」(幅広い人に寄与する高齢者向けサービス)の整備に重点的に取り組むとしており、国有企業には同ミSSIONが期待されている。例えば、大連市では22年、大連市政府国有資産監督管理委員会が100%投資する大連康養産業集団が設立され、在宅サービス、デイサービス、施設サ

ビスを展開している。

2. 日本企業の参入動向

◆ 試行錯誤を重ねながら中国市場に参入

ジェトロは22年下半年に中国各地域で施設の運営に参入している日系介護サービス企業9社^{注4}取材し、ジェトロ中国のSNSなどを通じて発信した。各社の中国での事業実績と事業を進める過程で直面した課題と解決策、日本の介護サービスの経験が中国でも通用する部分と改善を要する点などについて意見交換した。各社の取組みについて、比較的共通点が多い6点を以下にまとめる。

① 参入地域

北は遼寧省、天津市、山東省、東は上海市とその周辺、南は広東省、西は四川省に集中している。

② 参入形式

中国企業との合併が大半である。

③ 参入分野

入居型施設が大半で、身体介護や認知症ケアなど要介護者向けサービスを強みとしている。デイサービスや小規模多機能型施設を運営する企業もある。

④ 参入時期

施設のオープン時期は12年が最も

早い。例えば、同年にロングライフは山東省青島市で高級老人ホームを開設している。

⑤ 日本の経験が中国で通用する部分

日本の介護サービスの経験が中国で通用する部分として、各社が多く取り上げたのは、要介護者の尊厳の保持、自立支援、個別ケア、チームワークであった。一方で、現場での具体的な実施方法については、現地の文化や生活習慣などに合わせて適宜現地化する姿勢が重要との指摘が多かった。

例えば、自立支援を例に挙げると、

中国では施設入居に際し、家族の意思に大きく左右される。そして、高級施設であるほど、高い入居費から、施設側にすべてしてもらおうべきとの認識を持つている入居者の家族が多い。それは自立支援の理念とは一致せず、入居当初は家族への説明に苦労した施設も多い。入居者家族に理解してもらえない場合、日本のやり方に対応できず、家族の要求に合わせる場合もあるようだ。しかし、自立支援を受けている他の入居者の身体状況の改善を目にして、ようやく家族の理解が進むケースも多い。

⑥ 改善すべき部分

食事や入浴については現地に合わ

せた対応とすべきとの意見が多かった。

3. 日中高齢化産業協力の課題と展望

◆ 日本企業との連携ニーズは依然と根強い

ジェトロは13年から中国で「日中高齢者産業交流会」を開催しており、商談会の開催実績は102回(22年末現在)に上る。参加企業数は延べ数で、日本企業が約2150社、中国企業が約5100社となっている。

中国側の連携ニーズは介護サービス、介護用品、人材育成など多岐にわたっており、日本企業との連携ニーズは依然として根強い。介護サービスについては、参入済の企業であれば、サービス水準の向上、既存運営モデルの革新、新規参入企業であれば、企画段階からの連携を望む声も多い。近年は認知症ケアへの問い合わせも増えている。

◆ 課題も山積

一方で、市場開拓に課題を抱える日系企業が多いことも事実である。主な原因として以下4点を挙げる。

① 支払能力と収益モデル

中国では、現在の中国社会を「未富先老」と称している。即ち、社会が豊かになる前に高齢化社会に入つたといふことだ。先進国は高齢化社会に入つた時点で1人当たりのGDPが1万ドルを超えていたが、中国は高齢社会に入る直前の19年にようやく超え、地域間の格差も大きい。

高齢者は主に通常の年金・退職金に頼つて生活している。現段階の主な顧客層は1950年以前に生まれた70歳以上の高齢者である。この年齢層の特徴は、節約志向が強く、サービスや商品の品質よりも価格を重視する高齢者が多いのが特徴だ。高齢者の数は多いものの、介護保険制度が整備されていないため、現段階では日本企業がそれに比例するほど大きな商機を見出すことは難しい一面がある。

日系に限らず、欧米系、中国系企業も試行錯誤を重ねながら安定的な収益モデルを模索している最中だ。コスト面では不動産価格の上昇による賃料の高騰、人件費の上昇も主要な課題となっている。

② 優良・パートナーの発掘

日本企業が独資で事業を行うこと

はハードルが高く、参入済みの日系企業の取組みをみても、大半は合併である。中国の不動産、投資会社などは介護サービスを不動産ビジネスとして捉えている傾向が強く、日本企業との理念の相違が生じるケースも多い。双方の事業理念のすり合わせのほか、役割分担、意見の相違が生じた場合の対処策などを書面で明確に定めておくことが重要といえる。

③ 人材

中国で介護施設を運営する企業が抱える共通課題として人材の確保・定着難がある。高齢者介護の仕事は重労働の割に待遇があまりよくなく、社会的地位も低いと認識されているため、自然に人が集まる業種ではない。現状、介護の主な担い手は農村部や都市部の比較的貧しい家庭の40〜50歳代の中年女性である。従事する資格として厳格な規定がなく、専門知識を身につけた人材も少ない。

大学などの教育機関でも若手介護士の育成を急いでいるが、多くの機関では学生の募集に苦勞しているのが実態だ。若い世代は高齢者の世話をする仕事を敬遠しており、親も子供がこうした仕事に就くことに賛同しない傾向が強いためだ。また、若者の施設環境や待遇に対する要求は高

く、就職先として北京、上海などの所得水準が高い都市の近年新設された高級老人ホームが人気である。他方、高級介護施設が少ない地方都市では、就職を希望する若手人材が少ない。

④ 競争激化

中国企業の成長スピードは速く、多地域・多拠点展開を進める企業が増えている。とりわけ民間企業が力をつけてきており、外資に依存せず、自社ブランドでの展開を目指すところが増えてきている。また、有力な中国企業または地元政府が日本企業との連携を模索する際、日本企業との連携を模索する際、日本企業との連携を模索する際、中国市場に対する理解度などを重視するケースも増えてきている。従って、「日本企業だから」、「日本のサービスや商品だから」というだけで通用する時代は既に終わっており、中国市場の開拓に向けては、緻密な市場調査を踏まえて取り組むことが求められる。

◆ 展望

一人つ子世代の親が既に60歳を超えており、10〜20年後には1950年代や60年代生まれが高齢者関連ビジネスの主要顧客層となる。この層に

は品質重視の志向が強いうえ、家庭内の介護のみに依存できない現実的な問題があり、家庭外において提供される高齢者向けのサービスや商品に対するニーズが確実に増えていくとみられる。

また、所得水準の向上や介護保険制度の整備によつて、急速に高齢者向けビジネスが拡大する可能性もある。市場参入を検討する企業においては、まずは現地市場についての情報収集を的確に行いたい。そして、適切な時期に効果的に市場参入できるよう、今から現地での知名度向上、パートナー候補の発掘、関係構築など、地道な取組みが求められる。



注1…日本の高齢者数は22年9月15日現在の推計。

注2…米国、フランス、オランダなどの企業が参入。

注3…CCRC (Continuing Care Retirement Community) は、高齢者が健康なうちに入居し、終身で過ごすことが可能な生活共同体を指す。

注4…アコード、創心会、メディカル・ケア・サービス、リエイ、ケア21、創生会グループ、ロングライフ、元気グループ、アースサポート

「2023年日中経済協力会議—於吉林」開催報告 ～協力の新たなページを共に開く～

当協会は8月21日から24日にかけて、20回目となる日中経済協力会議を吉林省長春市で開催した。出席者は、日本からの参加を含む日本側約140人、中国側約250人の計390人で、コロナ禍以前のようなリアル開催は実に4年ぶりとなった。今回は、日中経済協力会議および同時期に開催された第14回中国・北東アジア博覧会という二大イベントのプログラムを組み合わせることで相乗効果が生まれ、中国東北地域との経済交流の機会を最大限に活用することができた。

●**藏田 大輔** 一般財団法人日中経済協会 業務部 主任

TOPICS

1年越しの開催へ

日中経済協力会議（以下「東北会議」）は、日本と中国東北3省1自治区（遼寧省、吉林省、黒龍江省、内モンゴル自治区。以下「東北4省区」）との経済協力の促進を目的に、2000年からほぼ毎年、継続的に開催しており、日本側が当協会、中国側は東北4省区人民政府の主催により行われた。本会議は「面对面」の経済交流の中心的プラットフォームとしての役割を担い、日中両国の政府、地方政府・自治体および企業、経済団体など広範な分野からの参加者が集い、ビジネスチャンスにつながる議論を深めている。

今回の吉林省における東北会議開催までの道のりは平坦ではなかった。新型コロナウイルス感染症予防のためはまだ十分な対策が必要だった1年前、当協会は吉林省との間でオンラインを活用したハイブリッド方式での開催（22年8月）に向けて準備を進めていた。日本側は中国現地から100人を超える参加登録があり、翌日に開催が迫る長春市には既に参加者が集まっていた前日の朝、吉林側との協議の結果、コロナリスクに鑑

み、やむを得ず会議の延期が決まった。その後、23年春から、吉林省での開催に向けて再度調整・準備が始まり、関係者の努力の下、「第14回中国・北東アジア博覧会」（以下「博覧会」）の開催に合わせて、1年越しの会議開催となった。

今回の東北会議の特徴として、日中VIP面談、歓迎レセプション、全体会議（開幕式、基調講演、備忘録調印式）、地方視察という従来のプログラムに加え、①企業マッチング商談会、②博覧会の一部プログラムの組み入れたことを挙げたい。①では、プレゼンテーションのみの一方の構成ではなく、日中企業の個別面談という双方向の交流形式に比重を置いた。②では、博覧会の開幕式など入場制限のあるプログラムを東北会議に組み入れることで、日本側参加者が博覧会に参加可能となり、博覧会参加者の東北会議参加も可能として、二大イベントの相乗効果によって交流機会を最大化することを目指した。

まず21日夜、吉林省トップである

TOPICS

具体的な日中協力分野の提案—日中VIP面談

景俊海書記が出席した日中VIP面談が行われた。中国側は景書記のほか東北4省区の代表者が出席し、日本側からは団長である佐々木伸彦当協会顧問、片江学已在瀋陽日本国総領事をはじめ約20人が出席した。景書記の発言概要は以下のとおり。

◆日中平和友好条約締結45周年、中国の改革開放からも45周年の節目である23年に東北会議を開催することは非常に意義深い。新型コロナウイルス感染症の影響が続いたこの3年余りはマスク着用のため表情が分からず、また大規模な交流を行うことができなかったが、ようやく今回のような機会が訪れ安心して交流ができた。特に今回は中国・北東アジア博覧会と同時進行ということで規模がさらに大きい。

◆日中間の協力関係は優位性を相互に補充するものである。日本は多くの独自性があり、かつ卓越した技術を有しており、多くの分野で世界トップクラスであるが、中国の技術水準も急速に向上している。同時に、中国には巨大な市場と質の高い労働力があり、新エネルギー車、新エネルギーの開発・利用、高速鉄道などの分野で世界の先頭に立っており、あらゆる面で相互に学び、長所を生か

「2023 年日中経済協力会議－於吉林」の各プログラム

日付	内容
8月21日(月)夜	・日中VIP面談 ・歓迎レセプション
8月22日(火)午前	・全体会議(開幕式、基調講演、備忘録調印式)
8月22日(火)午後	・企業マッチング商談会 ①設備製造 ②新エネルギー・環境保護 ③現代農業・ヘルスケア
8月22日(火)夜	・中国・北東アジア博覧会 歓迎レセプション
8月23日(水)午前	・中国・北東アジア博覧会 開幕式
8月23日(水)午後	・地方視察(一汽紅旗文化展示館、長春対外開放合作モデル区)
8月24日(木)	・中国・北東アジア博覧会 展示館自由視察

して短所を補い、進歩し続けることができる。

◆吉林省は中国の工業、農業、生態分野で重要なポジションにある。具体的には自動車、軌道交通、化学工業、バイオ医薬、農産物加工などが挙げられる。今回の東北会議を契機として、日本企業には上昇期を迎える東北に一層注目してほしい。

◆日本に対し提案したい今後の協力は、①自動車とその関連部品、特に新エネルギー、②新エネルギーの開発・利用、③炭素繊維、④農産物・

食品の高度加工、⑤冰雪産業。かつて新中国が成立したばかりの東北地域は創業・起業が非常に旺盛だったが、現在、それが再来していると感じており、日本企業が東北地域、吉林省と広く深く協力することを歓迎したい。

これに対し、佐々木顧問は以下の発言をした。

◆日中経済協力会議は日本企業と東北4省区が一堂に会してオープンに意見交換する場であり、実際の視察やビジネスマッチングを行うプラットフォームである。多くの産業において、日中双方がそれぞれ協力するメリットとポテンシャルがある。

◆以下二つの面でお願したい。①中国へ渡航する際のビザ取得の簡素化・利便化。②日本/吉林省間の直航便再開。(景書記からは、中国もコロナ禍からの回復途中であることから、しばらく時間はかかるものの善処するとの発言があった。)

続いて行われた景書記主催の歓迎レセプションは、日本側100人以上、中国側東北4省区の政府・企業関係者らを含め、合計300人以上が参



歓迎レセプション(8月21日)



日中VIP面談(8月21日)

TOPICS
中国東北地域での日中経済協力推進―全体会議

加する大規模なものとなった。

22日午前は、東北会議の開幕式、基調講演、備忘録調印式であった。まず開幕式では、日本側から佐々木当協会顧問、片江在瀋陽日本国総領事、荒井勝喜経済産業省大臣官房審議官が、中国側から東北4省区を代表して開催地吉林省の胡玉亭省長、吳江浩中国駐日特命全權大使(ビデオメッセージ)、王治林商務部アジア司二級巡視員がそれぞれ挨拶を行い、中国東北地域の経済の現状、同地域と日本企業との関係性をはじめ、日中間の今後の協力分野やビジネス環境の改善など多岐にわたる内容が語られた。

続いて基調講演では、日本側は篠田聡夫丸紅株式会社執行役員/中国総代表、垣内隆株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員/三井住友銀行(中国) 有限公司社長、八木隆雄株式会社東芝執行役員中国・東アジア地区総代表/東芝(中国) 有限公司董事長・総裁、劉国平オリックス株式会社オリックス中華圏会長が登壇し、各社の紹介や取



開幕式で挨拶する佐々木顧問（8月22日）

り組み、東北地域でのビジネスの現状等について紹介した。中国側は李国強吉林省副省长、靳国衛遼寧省副省长、郝会龍黒龍江省政治協商会議党組織委員、張磊内モンゴル自治区政治協商会議副主席が登壇し、それぞれ各省区の現在の経済状況をはじめ、これまでの日本との協力や今後の見通し等について説明を行った。

講演後、今回の東北会議にかかる備忘録調印式が行われ、当協会から堂ノ上武夫専務理事が、中国側から東北4省区の商務庁長など代表者が登壇し、東北会議の結果を踏まえ、各産業分野での経済協力推進を旨と



備忘録調印式（8月22日）

する備忘録に調印した。

TOPICS マッチングリストを採用 1テーマ別企業マッチング 商談会

22日午後は、①設備製造、②新エネルギー・環境保護、③現代農業・ヘルスケアという3テーマでそれぞれ企業マッチング商談会を行った。商談会では、中国側から企業リストに基づき、事前に日本側参加者から商談希望があった企業とのマッチングリストを作成した。当日は、3テーマとも最初に日中企業・自治体代表者が



企業マッチング商談会（新エネルギー・環境保護）の会場（8月22日）

それぞれ各15分程度のプレゼンを行い、その後は日本企業が中国企業のテーブルを回る方式を採用したりリストによる15分間×3巡（計45分）の面談とその後自由面談という形で進めた。筆者担当の新エネルギー・環境保護では、水素やクリーンエネルギーに関する面談を希望する企業が多かったが、希望していた中国側企業が会場に不在、あるいはテーブル名札に企業名のない中国側企業が多いなどの理由で面談ができなかった例があり、改善課題は少なくなかった。

TOPICS 察 一汽紅旗文化展示館と対 外開放モデル区―地方視

23日午後の地方視察では、まず最初に中国一汽の有名ブランド車である「紅旗」の名を冠した一汽紅旗文化展示館を視察した。館内では、新中国初の国産セダン車「東風」や各時代のパレード用車両などをはじめ貴重な実物や歴史資料、写真が展示されており、中国一汽の過去から現在、そして未来についても一気にかかることができた。

続いて、長春市郊外にある22年6月に設立されたばかりの長春対外開放合作モデル区を視察した。同モデル区の徐勇書記が一行を出迎え、モデル区の概況、区内で展開している新エネ車、ICV、情報技術、設備製造、医薬・医療、健康食品、映画・アニメ、物流などの産業分野についての紹介がなされたほか、同区は地理的な優位性を活かし、日本をはじめとする北東アジア地域との経済協力関係の強化を進めていく役割を担っているとの説明があった。

TOPICS

マルチな国際イベントー
中国・北東アジア博覧会



一汽紅旗文化展示館 (8月23日)

前述のとおり、今回の東北会議の特徴の一つは、博覧会の一部である3プログラム(22日夜の博覧会側主催歓迎レセプション、23日午前の開幕式、24日の展示館自由視察)を東北会議に組み入れた点である。博覧会は東北会議と異なり中国、日本、韓国、北朝鮮、ロシア、モンゴルの6カ国が参画するマルチな国際イベントである。

まず、22日夜の歓迎レセプションは吉林省の迎賓館と呼ばれる南湖賓館



長春対外開放合作モデル区 (8月23日)

にて開催され、吉林省から景書記、胡省長はじめ幹部が、当協会からは佐々木顧問および堂ノ上専務が出席した。

23日午前には、参加者総数800人の大規模な開幕式が長春国際会議展示センターにて開催された。東北会議参加者からは約60人が出席した。吉林省の景書記、胡省長のほか郝明金全国人民代表大会常務委員会副委員長、郭婷婷商務部副部長、肖渭明国家発展・改革委員会副秘書長、張慎峰中国国際貿易促進委員会副会長が、日本からは、片江在瀋陽日本国総領事、モンゴルからフレルバートル副総理、ロシアからドミト

リー・チエルニシエンコ担当副総理(ビデオ)、北朝鮮から尹正浩対外経済大臣(書面)、韓国から安徳根産業通商資源部通商交渉本部長(ビデオ)がそれぞれ発言した。景書記は冒頭の挨拶で、北東アジア地域の経済交流の重要で新たなプラットフォームである本博覧会を通じて、貿易・投資の自由化、利便性の向上、産業融合の開拓、イノベーションチェーン、産業チェーン、サプライチェーン、人材チェーンの構築およびグリーン成長生態分野の国際協力、低炭素産業発展とクリーンエネルギー開発を積極的に進めていくと述べた。

24日は、東北会議参加者が、博覧会の各ブースやパビリオンを自由に視察した。

TOPICS

まとめ

コロナ禍や昨年の開催直前の延期など紆余曲折はあったものの、節目となる20回目の東北会議は無事に閉幕した。日本側からは、当初想定約100人を大幅に超える約140人の政府・地方自治体・団体・企業関係者に参加いただいたことに感謝申し上げたい。また、開催地吉林省のトップである景書記、胡

省長とのハイレベル交流が実現したのをはじめ、規模も大きく、内容の濃い東北会議を準備いただいた中国側主催者である東北4省区政府関係者に対して心から感謝の意を表したい。4年ぶりの対面形式の開催を通じて、交流の重要性を強く感じた。今回会議のフォローアップを続けながら、東北会議が、日中間の経済協力を促進するプラットフォームとしての機能をより効果的に発揮できるように、様々な方策を探っていきたい。



中国・北東アジア博覧会開幕式 (8月23日)

Q 2023年7月1日施行の改正「反スパイ法」により「スパイ」の概念が一層曖昧になり、その結果、今まで以上に日本人駐在員が数年にも及ぶ拘禁刑に処せられるのではないかという懸念をあおるような報道を多数目にします。実際にそのような懸念はあるのでしょうか。もしそうならば、日本人駐在員は何にどう気をつければ身を守れるのでしょうか？

A 改正「反スパイ法」違反の法律効果は最大15日までの行政拘留などの行政処罰を科すことであり、数年にも及ぶ拘禁刑は「刑法」第110条、第111条（以下「広義のスパイ罪」といいます。）が成立する場合にのみ科されるものです。そして、広義のスパイ罪は1979年の「刑法」施行後、今日まで一切改正されていません。マスコミ報道はこの基本的道理を理解しない憾みがあります。広義のスパイ罪に問われないための明確なガイドラインを得ることは困難ですが、公開情報から重要な留意点を学ぶことはできます。少なくともそれを知り、守る慎重さが必要です。

改正「反スパイ法」

（以下「法」）に関する誤ったマスコミ報道が多いことから、日本企業および日系企業（以下「日本企業等」）の行動にも多くの負の影響が出ています。そこで、本稿では限られた紙幅でその負の影響を可能な限り排除すべく、ポイントを解説します。

1 日本企業および日系企業には適正な情報収集に基づく内部教育義務がある

法の萎縮的効果から日本企業等は法に関する情報を収集するのにコソコソとし、また筆者がこの種の文章を公にしたり、セミナーで多数の方々へ情報を伝えようとしたりすることに反対を受ける場面が多々あります。しかし、法第12条第1項は「国家机关、人民団体及び企業・事業組織その他の社会組織は、当該単位の反スパイ安全防衛業務の主体责任を引き受け、反スパイ安全防衛措置を具体化し、当該単位の人員に対し国の安全の維持保護にかかる教育をし、当該単位の人員を動員し、又は組織してスパイ行為を防止し、及び制止する。」と規定しており、法（および「刑法」）を犯さないための情報収集をし、内部教育を行い、日本人駐在員を含む従業員が違法行為を犯さないように導くことは日本企業等の法的義務

です。同様の規定は、改正前「反スパイ法」第19条でも規定されていました。近時の邦人拘束を受け、2023年3月27日に外交部の毛寧副報道局長は「日本国民の類似事件がたびたび起きています。日本側は自国民への教育と注意喚起を強化すべきだ」と述べましたが、それは当該条項に照らし正当な発言です。日本企業等は適正な情報収集と内部教育義務を懈怠してはなりません。

2 真に恐れるべきは死刑まであり得る広義のスパイ罪である

「スパイ」の定義に関する法第4条第1項第3号は「スパイ組織及びその代理人以外のその他の境外機構、組織若しくは個人が実施し、若しくは他人を教唆し、若しくはこれに資金を援助して実施させ、又は境内機構、組織若しくは個人と当該境外機構、組織若しくは個人とが互いに結託して実施する、国家秘密、情報並びに国の安全及び利益に係るその他の文書、データ、資料若しくは物品を窃取し、探り出し、買い取り、若しくは不法に提供し、又は国家業務人員を策動し、誘引し、強迫し、若しくは買取して裏切らせる活動」と規定し、太字部分を付記しました。秘密性を内実とする「国家秘密」および「情報（intelligence）」（秘

密性を内実としない「一般情報」中国語の「信息（Information）」と異なります）に加えて、「国の安全及び利益に係る」限り、「一般情報に属する」その他の文書、データ、資料若しくは物品の「探り出し、買い取り」であつても、「スパイ」に該当する可能性があるというので、「スパイ」概念の抽象・曖昧さが深まりました。しかし、その弊害による最大リスクは法第5章（第53条乃至第69条）の「法律責任」が規定する最大15日の行政拘留などの行政処罰を科されるものであり、数年に及ぶ拘禁刑は「刑法」各論の冒頭部分に規定される「第一章 国家安全危害罪」（第102条乃至第113条）に違反する犯罪に対する刑事責任です。そのうち日本人駐在員などが刑事訴追される可能性が高いものは広義のスパイ罪に限られます。そして、広義のスパイ罪は1979年の「刑法」制定以降、一切改正が行われていません。換言すると、「スパイ」概念の抽象・曖昧さが深まったのは法に限られ、広義のスパイ罪にその影響は及ぼさないのです（参考図1）。そこで、日本企業等は広義のスパイ罪、すなわち、正式な罪名によれば、「刑法」第110条の「スパイ罪」（狭義のスパイ罪）および第111条の「境外のため国家秘密又は情報を窃取し、探

Q&A 中国ビジネス Q&A 反スパイ法

参考図 1

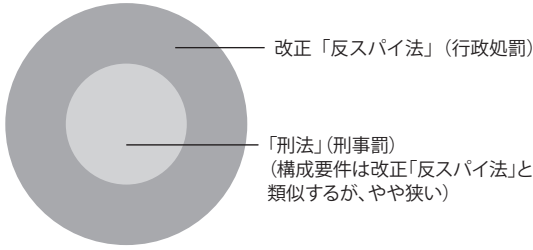


表 法定刑の比較

情状	第 110 条	第 111 条
普通	10 年以上の有期懲役又は無期懲役	5 年以上 10 年以下の有期懲役
特別に重大	規定なし (ただし第 113 条参照)	10 年以上の有期懲役又は無期懲役
比較的軽い	3 年以上 10 年以下の有期懲役	5 年以下の有期懲役、拘役、管制又は政治的権利の剥奪

この章の罪を犯した場合には、財産没収を併科することができる。

第 113 条 この章の上記国家安全危害罪(注: 第 102 条乃至第 112 条)については、第 103 条第 2 項、第 105 条第 107 条及び第 109 条を除き(注: 広義のスパイ罪の第 110 条、第 111 条は除外対象に含まれません)、国及び人民に対する危害が特別に重大であり、又は情状が特別に悪辣である場合には、死刑に処することができる。

り出し、買取し、又は不法に提供する罪」「刑法」の執行における罪名の確定に関する最高人民法院の規定(「最高人民法院が法釈「1997」9号)により97年12月11日に発布、施行)について習熟し、これに抵触しないように日本人駐在員などを徹底教育することが必要です。以下では両条文を紹介し、第110条 次の各号に掲げるスパイ行為の一つをし、国の安全に危害を及ぼした者は、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処する。情状が比較的軽い場合には、3年以上10年以下の有期懲役に処する。

(一)スパイ組織に参加し、又はスパイ組織及びその代理人の任務を受け入れ

る行為

(二)敵のため襲撃目標を指示する行為

第111条 国外の機構、組織又は人員のため、国家秘密又は情報を窃取し、探り出し、買い取り、又は不法に提供した者は、5年以上10年以下の有期懲役に処する。情状が特別に重大である場合には、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処する。情状が比較的軽い場合には、5年以下の有期懲役、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

広義のスパイ罪には無期懲役を含む長期拘禁刑のみならず、死刑まであり得ることに注意を要します。

3 「刑法」第110条と第111条の相違点

広義のスパイ罪を理解するためには、両条文の相違を知ることが有効です。

(1) 違法行為による利益享受者の相違

両者の主要な相違は、違法行為による利益享受者が「スパイ組織」(第110条)か「スパイ組織ならざる」境外の機構、組織又は人員」(第111条)であるかにあります。そこで、中国から見ていかなる日本の組織が「スパイ組織」に該当するかが問題となります。

この点について、鈴木英司氏「中国拘束2279日 スパイにされた親中派日本人の記録」(毎日新聞出版)(以下「鈴木氏著書」)は日本の特定の政府行政機関が「スパイ組織」に該当することを明らかにします。実際に当該政府行政機関のHPにアクセスし、その業務紹介のページを見れば、北朝鮮、ロシアとともに中国に対する情報収集を積極的に行い、日本政府に分析のうえ提供すると明記されています。そこから敷衍すれば、政府行政機関やその外郭団体又はそれに準じる組織のうちどこが中国により「スパイ組織」と評価される蓋然性があるか、想像がつかれます。なお、鈴木氏著書によれば、「スパイ組織…の代理人」の意義に関して、「スパイ組織」

の人員(大使館、総領事館に任命派遣されている人員を含みます)と長期間頻繁に面会するなどすれば、口頭又は書面による委任契約の有無、有償、無償の区別なく、自らが「スパイ組織」の「代理人」の認定を受けることが判明しています。したがって、中国で当該人員との接触を増やせば、彼らは外交官不逮捕特権を享受できますが、日本人駐在員などは広義のスパイ罪に問われるリスクが高まります(日本での接触でも、それを察知されれば、同じリスクが生じます)。

(2) 法定刑の相違

違法行為による利益享受者が「スパイ組織」(第110条)である場合は「スパイ組織」ならざる「境外の機構、組織又は人員」(第111条)である場合よりも、保護法益である国家の安全を危殆化させる程度が顕著になりますから、第110条は第111条よりも法定刑が重くなります(表)。

なお、利益享受者の特定ができない場合にも、「刑法」第111条の行為をすれば、同法第282条第1項(国家秘密不法取得罪)に問われるリスクがあることに注意しましょう。

第282条第1項 窃取、スパイ行為又は買取の方法により、国家秘密を不法に取得した者は、3年以下の有期懲

役、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。情状が重大である場合には、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

(3) 結果犯か行為犯か

結果犯は、犯罪の構成要件に一定の行為のほか、一定の結果の発生が含まれるものをいいます。一方、行為犯(挙動犯)は、犯罪の構成要件として一定の行為が実施されることのみをもつて足り、一定の結果の発生は含まれないものをいいます。この分類によれば、「スパイ組織に参加し、又はスパイ組織及びその代理人の任務を受け入れる行為」(第110条第1号)を実施するのみならず、「国の安全に危害を及ぼした」(同条柱書第1文)という結果が求められる第110条は結果犯となります。一方、「境外の機構、組織又は人員のため、国家秘密又は情報を窃取し、探り出し、買い取り、又は不法に提供した」行為だけで足り、一定の結果の発生が求められない第111条は行為犯となります。もっとも、「刑法」には未遂罪処罰に関する規定(第23条)があるのみならず、「既に犯罪の実行に着手」する段階に至っていない場合でも、「罪を犯すため、手段を準備し、条件を作り上げた」だけで、刑事処罰の対象となり得る予備犯(第22条)が規定されます。よって、広義のスパイ罪の「型」を満たせば、「国

の安全に危害を及ぼした」か否かを問わず、第110条も未遂犯又は予備犯として処罰対象となり得るのであり、日本人駐在員などを守るという観点からは、第110条、第111条に実質的相違はない(いずれも実質的には行為犯だと考える方が無難である)といえるかもしれませんが、したがって、予防的観点からは、広義のスパイ罪の「型」(構成要件として予定される「行為」)を満たさないことが最も重要であり、「型」を満たし、第110条、第111条で起訴された後、「私のやったことは些事であり、何ら「国の安全に危害を及ぼすことではない」と抗弁してみても、それは未遂犯に関する第23条第2項(又は予備犯に関する第22条第2項)により「既遂犯に照らして軽きに従い処罰し、又は処罰を減輕する」利益(予備犯の場合は免責もあり)は享受し得ても、構成要件該当性を否定することはできないこととなります。

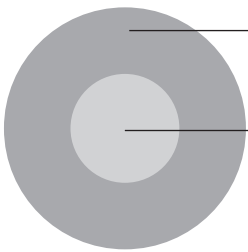
第22条 罪を犯すため、手段を準備し、条件を作り上げた場合には、犯罪の予備である。
予備犯に対しては、既遂犯に照らして軽きに従い処罰し、又は処罰を減輕し、若しくは処罰を免除することができる。
第23条 既に犯罪の実行に着手し、犯

罪者の意思以外の事由により目的を達成し得なかった場合には、犯罪の未遂である。
未遂犯に対しては、既遂犯に照らして軽きに従い処罰し、又は処罰を減輕することができる。

(4) 構成要件として予定された行為の相違
広義のスパイ罪のうち、第110条が対象とする「スパイ行為」(同条柱書第1文)は「スパイ組織に参加」することは別として、「受け入れる」対象である「スパイ組織及びその代理人の任務」(同条第1号)は非常に広範で特定

性には欠けており、非類型的であることから、その成立範囲も必然的に広範に及び得ます。これに対して、第111条が予定する行為は「国家秘密又は情報を窃取し、探り出し、買い取り、又は不法に提供」することに限定され、特定性が明確で、類型的ですから、その成立範囲も必然的に限定的となります。第110条はその広範性、非特定性、非類型的性に照らし、第111条の「国家秘密又は情報を窃取し、探り出し、買い取り、又は不法に提供」する行為も必然的に内包します(その場合も利益享受者が「スパイ組織又はその代理人」でなければならないという相違が生じます)、第110条、第111条の行為の異同を図示すれば、参考図2のとおりとなると思われます。

参考図 2



第110条第1号の「受け入れる」対象である「スパイ組織及びその代理人の任務」

第111条「国家秘密又は情報を窃取し、探り出し、買い取り、又は不法に提供」する行為(利益享受者が「スパイ組織又はその代理人」である限り、第110条第1号は当該行為類型も内包する)

4 国家秘密及び情報(qingbao / intelligence)の意義

(1) そこで、行為対象となる「国家秘密」及び「情報」の法的意義が問題となります。

(2) まず「国家秘密の秘密等級は、絶対秘密、機密及び秘密の三等級に分かれる」とされます(「国家秘密保持法」第10条第1項)。習近平総書記は、2014年4月15日以降、「国家安全」の定義に関して、それに関わる領域を

Q&A

政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、情報、生態系、資源、核、生物等に拡張する「総体国家安全観」を提唱しますから、「国の安全及び利益に關係する」対象には「経済」も「文化」も「社会」も「科学技術」も「情報」も「生態」も「資源」も「生物」も広く「国家秘密」に含まれることとなります。「国家秘密及びその秘密等級の具体的範囲は、国家秘密保持行政管理部門が外交、公安、国家安全その他中央の關係機關とそれぞれ共同してこれを規定する。」(同法第11条第1項)とされ、また「軍事方面の国家秘密及びその秘密等級の具体的範囲は、中央軍事委員會がこれを規定する。」(同条第2項)とされ、更に「国家秘密及びその秘密等級の具体的範囲の規定については、關係範圍内において公布し、かつ、状況の変化に基づき遅滞なく調整しなければならぬ。」(同条第3項)とされますが、公布がなされるのはあくまで黨組織及び政府機關を中心とする「關係範圍内」に限定され、その内実を知ろうとすることは「国家秘密」を窃取し、探り出し、買い取る行為に該当すると判断されると考えるべきであり、厳に慎むべきです。

(3) 一方、中国語で「qingbao」と発音される「情報」は「国家秘密」に該当しませんが、なお秘密性を帯びた情報 (intelligence) であり、中国語で「xinxi」と発音される一般情報 (information) を意味する「信息」と異なります。もともと、これに関して次の司法解釈があります。

「境外のため国家秘密又は情報を窃取し、探り出し、買い取り、又は不法に提供する事件を審理する際の具体的な法律適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院の解釈」
(2000年11月20日最高人民法院裁判委員會第1142回會議採択、2001年1月17日法釈「2001」4号により公布、同月22日施行)
第1条第2項 刑法第111条所定の「情報」とは、国の安全及び利益に關係し、公開されておらず、又は關係規定により公開しないものとされる事項をいう。

すなわち、「国の安全及び利益に關係するものうち、誤って公開されたけれども、「關係規定により公開しないものとされる事項」が含まれることに注意が必要である。この文脈で言えば、狭義のスパイ罪(「刑法」第110条)に問われた経緯を詳細に記した鈴木氏著書は日本では公開情報ですが、そこには「關係規定により公開しないものとされる事項」が含まれていることが確実であるた

め、当該内容をそのまま利用して中国内部教育義務を履行する場合、国家安全保護部門から「国家秘密」又は「情報」を「不法に提供した」と非難されるリスクが残ります。そこで、中国で特に中国語で配布されることが予定される文書中ではかかるアプローチを採用しないのが無難であると思われます。

(4) なお、広義のスパイ罪に関する司法解釈がない現状で、法は時に広義のスパイ罪の解釈を補佐する機能を果たす場面があります。具体的には、法第4条第2項を新設し、「スパイ組織及びその代理人が中華人民共和國の領域内において、又は中華人民共和國の公民、組織若しくはその他の条件を利用して、第三国に焦意を合わせたスパイ活動に従事し、中華人民共和國の国の安全に危害を及ぼす場合には、この法律を適用する。」と規定するところ、「刑法」第111条の「国家秘密」、「情報」の解釈においても、同様の道理が妥当なと思われる(鈴木氏著書では第三国である北朝鮮關係情報「情報(qingbao)」該当性ありとされています)。

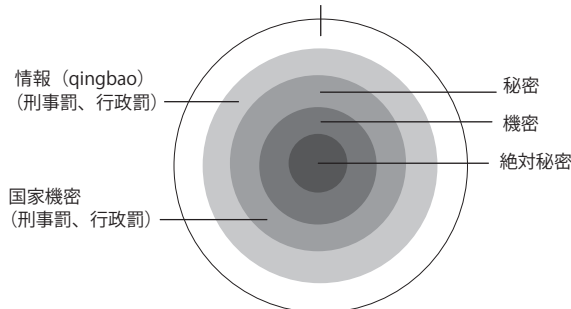
(5) 同様に、「香港国家安全維持保護法」第29条は香港において広義のスパイ罪を規定するものですが、これに関する刑事事件の判決全文が公開されるならば(同法第44条第4項により、判決の結

論は公開されても、判決理由は非公開の可能性がありますが)、同法は「刑法」と同じ全人代(正確には全人代の授權を受けた全人代常務委員會)により制定されたものですから、そこから広義のスパイ罪の解釈に関わる情報が入手できる可能性があります(参考図3)。

5 最後に

限られた紙幅では、筆者の持つ全ての知見を共有することはできませんが、本稿が少しでも日本企業等の内部教育義務の履行に役立てば幸いです。

参考図3 情報(信息/xinxi)(公開情報含む)のうち「国の安全及び利益に關係するその他の文書、データ、資料若しくは物品」(法第4条第1項第4号)(行政処罰のみ)



情報クリップ

2023年8月



■ 8/7 江蘇大豊港経済開発区一行が来会

同区管理委員会・密雲主任一行が来会し、高見澤学理事以下で塩城市大豊港の投資環境などについて説明を受けた。地域性を活かした新エネルギー産業に優位性をもち、毎年「日中省エネルギー・環境総合フォーラム」を共催している当協会の事業にも強い関心が示された。

■ 8/9 「広元-日本投資促進交流会」を後援

広元市人民政府（四川省）が主催する交流会が都内で開催され、当協会は後援機関として伊藤智業務部長が挨拶したほか、進出企業を代表してレゾナック・グラフィット・ジャパンからも来賓挨拶があった。中共広元市委・何樹平書記からの紹介によれば、広元と日本の輸出入製品は黒鉛電極、医療設備、農産物、食品等で輸出入貿易総額は年々増加しているという。

■ 8/21～24 「2023年日中経済協力会議-於吉林」を主催

当協会は、吉林省長春市において掲題会議を中国東北地方3省1自治区（吉林省、遼寧省、黒龍江省、内モンゴル自治区）政府と共に主催した。本会議は、2000年に日本と中国東北地方との経済協力促進を目的に始まり、今回が20回目。4年ぶりの日本からの出席者を含め約390人（佐々木伸彦当協会顧問を団長とする日本側約140人、中国側約250人）が参加し、日中VIP面談、歓迎レセプション、開幕式、基調講演、備忘録調印式、3分野（設備製造、新エネルギー・環境保護、現代農業・ヘルスケア）の企業マッチング商談会、地方視察および第14回中国・北東アジア博覧会開幕式、同博覧会展示館視察などの活動を通じて、日中双方は活発な情報発信や相互対話を行った。

■ 8/22～24 中国江蘇省輸出商品展示会を後援

第24回となる大阪での江蘇省輸出商品展示会（江蘇省商務庁主催、ホームファブリック、アウトドア等230ブース出展）を後援し、初日の開会式に十川美香上席参加が参加し周曉陽江蘇省商務庁副庁長らと交流を深めた。

■ 8/22～27 「国家級経済技術開発区綠色發展聯盟訪日団」を受け入れ

国家級経済技術開発区綠色發展聯盟・張立剛副主任を団長とする一行5名の訪日を招聘し、25日には当協会にてビジネス交流会を開催した。中国側の要望を踏まえ、掘場製作所、ジョンソンコントロー

ルズ日立空調、高砂熱学、川崎重工業、三菱UFJ銀行の各社がカーボンニュートラルや水素社会の到来に向けた技術プレゼンを行い、今後のビジネス交流を強化していくという共通認識に達した。

■ 8/23 「宿遷(日本)投資環境説明会」を後援

宿遷市人民政府（江蘇省）が主催する交流会が都内で開催され、当協会は後援機関として高見澤理事が挨拶したほか、進出企業を代表して天野エンザイムや森松工業の幹部からも企業講演があった。中共宿遷市委・陳忠偉書記からも同市の発展状況や優位性に関する基調講演があった。

■ 8/25 上海市金山区(日本大阪)投資説明会を後援

葛鈞副区長一行の投資説明会（大阪）を後援し、同説明会に十川上席参加が参加した。上海市の南のベイエリアである金山区と北の宝山区が低炭素グリーン経済への構造転換を牽引する「上海南北転換戦略」下の産業集積、人材開発、科学技術振興等につき説明した。

■ 8/28 「上海市徐匯区海外投資促進説明会」を後援

上海市徐匯区人民政府が主催する交流会が都内で開催され、当協会上海事務所がこれを後援するとともに伊藤業務部長が挨拶した。鐘詠詠徐匯区長からは、徐匯区が新たに開発する新ビジネスセンターである、黄浦江「西岸」におけるアリババやテンセントなどの有力デジタル企業、AI産業が集積ぶりなどについての紹介があった。

■ 8/29～31 中国遼寧省輸出商品展示会を後援

第4回となる大阪での遼寧省輸出商品展示会（遼寧省政府主催、機電設備、自動車部品、医薬等150社出展）を後援し、初日の開会式に今村健二関西本部事務局長が参加して、姜有為副省長ら一行と交流を深めた。

■ 8/31 遼寧省人民政府・姜有為副省長一行が来会

姜有為副省長をはじめとする同省関係者7名が当協会を訪れ、当協会伊澤正理事長、佐々木伸彦顧問、堂ノ上武夫専務理事等と懇談した。姜副省長からは、現在の遼寧省経済の強みや課題についての紹介があったほか、日中双方が互いの優位性を生かして協力することの重要性等について言及した。一行は29～31日に大阪で開催された「第4回中国遼寧省輸出商品展示会」の参加を主な目的として訪日したもので、大阪日程の後、東京にて当協会のほか関係企業を訪問した。



2023年11月号は・・・

■ SPECIAL REPORT

いまを生きる中国の若者たち

編集後記

若き日の真夏は、厚地の剣道着に防具を身に着け数時間稽古に励んでも、炎天下、一日中ボールを追いかけてコートを走りまわっても、夜に“暑かったな”の一言で終わった。ところが、今年の猛暑ははとて一言では終われない。テレビで炎天下の甲子園球児を見ると心配になる。若い子達のスポーツで汗を流す姿に「凄いなあ」と感心、孫を見守るおばあちゃんである。そして今年の台風被害の大きさにも驚く。国の政策だの方向性だのより、まず地球は大丈夫なのだろうか。（文遣）

＊購読のお申し込み先

東京官書普及株式会社

政府刊行物東京サービス・ステーション

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2

TEL. 03-3292-3701 FAX. 03-3292-1670

下記ホームページからもお申込みいただけます。

URL: <https://www.tokyo-kansho.co.jp>

Amazon Japan でもご購入できます。

日中経協ジャーナル

2023年10月号（通巻第357号）令和5年9月25日発行

発行人 高見澤学

編集人 文遣史恵

発行所 一般財団法人 日中経済協会

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

東京 〒106-0032 東京都港区六本木1-8-7 MFPR 六本木麻布台ビル6階

TEL. 03-5545-3111 FAX. 03-5545-3117

大阪 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル5階

TEL. 06-4792-1776 FAX. 06-4792-1778

URL: <https://www.jc-web.or.jp>

禁無断転載 © JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION 2023

デザイン・印刷 ホクエツ印刷株式会社 TEL. 03-5245-8821

＊当財団会員の誌購読料は会費に含まれております。

定価 880円（本体800円＋税10%） ISBN978-4-88880-329-8 C2033

バックナンバーのご案内
世界は中国抜きに語れない
中国のいま、これからの経済をキーワードに
読み解くツール

日中経協ジャーナル 月刊誌 (毎月25日発売) A4判定型 定価880円 (本体800円+税10%)
 発行：一般財団法人 日中経済協会



2023年9月号
SPECIAL REPORT
存在感を増す中国の対外戦略



2023年8月号
SPECIAL REPORT
中国の挑戦～中国経済の直面する試練と可能性～



2023年7月号
SPECIAL REPORT
中国モビリティ2023



2023年6月号
SPECIAL REPORT
言葉で読み解く中国経済



2023年5月号
SPECIAL REPORT
第3期習近平政権—新たな挑戦—



2023年4月号
SPECIAL REPORT
第16回 日中省エネルギー・環境総合フォーラム



2023年3月号
SPECIAL REPORT
中国的余暇の過ごし方



2023年2月号
SPECIAL REPORT
第14次五カ年計画の現在地



2023年1月号
SPECIAL REPORT
岐路に立つ中国経済



2022年12月号
SPECIAL REPORT
中国の新時代を支える最新食品ビジネス



2022年11月号
SPECIAL REPORT
中国 雇用と賃金を取り巻く最新事情



2022年10月号
SPECIAL REPORT
中国の半導体産業 コロナ禍での米中覇権争い

●バックナンバー・定期購読のお申込先：東京官書普及株式会社政府刊行物東京サービス・ステーション
 Tel.03-3292-3701 Fax.03-3292-1670 年間購読料 10,560円 (本体9,600円+税10%、送料共)
 ホームページからお申し込みができます。URL：https://www.tokyo-kansho.co.jp
 ●Amazon Japan でもご購入できます。
 ●バックナンバーの詳細目次は、https://www.jc-web.or.jp/ でご覧になれます。

世界一高精度な中日自動翻訳ソフトウェア

454種類の言語間での翻訳が可能



電話番号：(86)24-2398-8612

ビジネス提携：zhangchunliang@niutrans.com

ホームページ：niutrans.com

本社所在地：遼寧省瀋陽市和平区三好街78号東軟電腦城C座11F



9784888803298

一般財団法人 日中経済協会
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION
定価 880円(本体800円+税10%)

ISBN978-4-88880-329-8
C-2033 ¥800E



1922033008008